The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ミャンマーにおける中央集権と地方分権の対立：1960年代初頭のフェデラルムーブメントはいかに「分離主義運動」とされたのか
Author(s)	菊池, 泰平
Citation	アジア太平洋論叢. 2024, 26(1), p. 19-45
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/95108
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

アジア太平洋論叢　26 (1) (2024)
Bulletin of Asia-Pacific Studies vol. XXVI (1) pp.19-45.

ミャンマーにおける中央集権と地方分権の対立

―1960 年代初頭のフェデラルムーブメントはいかに「分離主義運動」とされたのか―

The Antagonism between Centralization and Decentralization of Power The Way Federal Movement in the 1960s was Regarded as Separatism under the Military Regime

菊池　泰平*
KIKUCHI Taihei

This study examines the process of denying the “Federal Movement” in the first years of the 1960s under the military regime from 1962. Myanmar gained independence on 4th January 1948. From then on, the people in the frontier areas, especially politicians in the Shan State, started to seek the autonomy of their state. The general election in 1960 opened the way to discuss these dissatisfactions. The Shan State government organized the research commission on the 1947 constitution of Myanmar, and the commission compiled the report known as the “Shan Federal Proposal.” This report, whose outline was written by U Tun Myint (Taunggyi), was approved by delegates of the Shan State at the convention held on 25th February 1961. Furthermore, it was discussed by politicians, including other ethnic minorities, at the 1961 Taunggyi Conference. Even though the Shan politicians and other ethnic group leaders demanded only the change of the state structure into more decentralization of power and the improvement of the grant from the central government to the state government, the military seized the power and strongly criticized the “Federal Movement” as the rebellion towards the government.

Through comparison of the “Shan State Proposal,” which suggested the constitutional amendment for the realization of federalism, and the pamphlet which was compiled by the Burmese Socialist Programme Party (BSPP) and advocated national unity for public interests, it can be said that the military regime banned from demanding the decentralization of the central government’s power. As a result, federalism in Myanmar was and has been seen as “separatism” and “rebellious” despite its nature of national integration.

Keywords: Federalism, Federal Movement, Burma Socialist Programme Party, Tun Myint, Shan State

はじめに

ミャンマー(1)は多民族国家である。政府は 135 民族を認定しており、その上位分類として 8 大民族を認定する。「本土（ピーマ）」と呼ばれる地域ではビルマ族が多数を占め、「山岳地域（タウンダンデタ）」あるいは「辺境地域（ニサッデタ）」と呼ばれる地域では、各地の主要少数民族が多数派を構成する。このように多様性に富んだミャンマーで、1960 年代初頭、地方格差の解消を目指して連邦制の実現を求めたのが、フェデラルムーブメントである。本稿は、ミャンマー連邦共和国憲法（以下、1947 年憲法と表記する）で形作られた中央集権的な国家構造の見直しを試みたこの運動を、国家が反体制活動として見なした結果、国軍体制下のミャンマーで連邦制の実現を語ることが国是と反する禁忌にされたことを明らかにする。

ミャンマーでは、アジア・太平洋戦争後から 1950 年代を通じて、国民をいかに統合すべきなのか模索が続いた。まず行動を起こしたのが、連合シャン諸州（独立後のシャン州）の藩王たちで、現在のシャン州パンロンで 2 回の会議を開催した。1946 年 3 月に開催された第一回パンロン会議は、連合シャン諸州や辺境地域の戦後復興や自治をめぐって意見を出し合うため招集された。当初、パンロン会議は公聴会としての意味合いが強かったが、翌年 1 月、ビルマ族ナショナリストの指導者アウンサンとイギリス首相アトリーが、少数民族たちが新生国家に参加す

* 大阪大学大学院言語文化研究科・博士後期課程

る意思があるのか確認する場としてこの会議を設定したため、その意味は大きく変わった。同年 2 月に開催された第二回パンロン会議では、連合シャン諸州の藩王たちに加えて、そこに招待された連合シャン諸州の平民代表、カチン丘陵地域の代表、チン丘陵地域の代表、そしてミャンマー本土の代表アウンサンたちが、共に国家を建設することで合意した。しかし、実際に 1948 年 1 月 4 日にイギリス植民地から独立した直後、当時の与党であった反ファシスト人民自由連盟（パサパラ）から共産党が離反し、つづいてシャン州の軍閥やカレン民族同盟が武装闘争に突入した。さらに、1953 年には国共内戦に敗れて、シャン州との国境に流入した中国国民党とも紛争が生じた。

以上の経緯から、1962 年に軍事クーデタで国家運営を奪取した政府は、絶えず国民が団結する必要性と必然性を訴えてきた。これを呼びかけるために使われたのが、前述のパンロン会議である。この出来事を繰り返し語ることで、政府は国軍による統治の正当性を示してきた。その際には、連合シャン諸州の藩王たちの統治に批判的で、ビルマ族ナショナリストたちと連携しながら、国民国家の建設を積極的に支援した連合シャン諸州出身の平民たちの語りや回想が、国家の主張に沿うよう恣意的に参照され、国民国家へ自発的に参加する「模範的な少数民族」のイメージが作られた（菊池　2022）。

こうした事情の裏返しとして、国家は独立以降のミャンマー政治を、植民地からの独立闘争を戦った政治活動家たちが仲違いした時代として説明した。特に、自治権拡大を求めたシャン州の政治家たちが 1960 年代初頭に起こしたフェデラルムーブメントは、1962 年から約半世紀続いた国軍体制下で、シャン族が独立を求めた民族運動という評価を受けてきた。かつて大野徹は、政府系ビルマ語新聞に依拠した研究で、フェデラルムーブメントを次のように記した。

> シャン州は、独立後 10 年目に連邦内に留まるか分離するかについて討議する権限を、ビルマ憲法によって認められていた。この離脱問題は 1957 年になって急速に燃え上がった。ビルマ連邦からのシャン州離脱の声は、特にソーブワー〔藩王〕の間で強く、“大統領”を互選し、“シャン共和国”を建国せよという声まであった。シャン州の離脱問題は、60 年のウー・ヌ新内閣の登場とともに「本当の連邦制度実施」という形で再燃する。シャン州選出の上院議員の間から連邦国家実現を要求する声が高まり、61 年 2 月 25 日にはシャン州議会が憲法修正案の国会提出を決議するところまで発展した・・・（中略）・・・この“連邦制国家”実現を要求してビルマ政府に武器をとるシャン人が増大した（大野　1971: 550、亀甲括弧内は筆者による補足、以下すべて同様）。

この説明によれば、フェデラルムーブメントは自治権獲得を求める運動の体を取りつつ、実際にはシャンの独立運動であったとされる。

また、以上の記述から分かるように、フェデラルムーブメントは藩王たちが主導した政治運動だと説明されることが多い。五十嵐はフェデラルムーブメントについて、シャンの指導者たちが担い手となり、自民族の権利を超えて、国内の民族間の平等や州権限強化といった国家全体の統治制度の改革を求めた点で画期的であったという。一方で、国軍はそこでの要求を「悪者」とすることで、政権奪取を正当化したと述べている。この指摘そのものは正鵠を得るものだが、フェデラルムーブメントの担い手を、初代大統領のサオ・シュエタイや、中央政府外相を務めたサオ・クンチョーといった「藩王たちのグループ」と位置付けている（五十嵐 2015）。

このように、フェデラルムーブメントは藩王たちによる分離独立運動として理解されてきた。しかし、これを藩王たちの謀略として捉えるのには無理がある。この政治運動を担った重要人物に、本稿で取り挙げるタウンジー・トゥンミン（1921－1997）がいた。彼は、ミャンマー独立時に本土と辺境地域の連携方法を定めたパンロン会議に、平民出身の活動家として深く関わった。だが、現在に至るまで、フェデラルムーブメントの担い手に、シャンの平民活動家たちが含まれており、1947 年憲法で定められた「連邦制」の在り方に再考を迫った事実をどう捉えるべきなのか、十分に議論されていない。

加えて、連邦制とは片方で小さな共同体の独自性を保持しつつ、もう一方で大きな共同体を機能させようとするものであり、それは「権力の非集中を礼賛し、これがまねく混乱と無秩序を容認するものではない」（岩崎　1998: 356）。ところが、ミャンマーでは上述したフェデラルムーブメントのイメージと相まって、連邦制を語ること自体が、反体制運動や独立運動と結びつけられる傾向にある。ニャウンシュエ出身の著名な政治活動家シュエオウンは、多様な社会を統合するための手段であるはずの連邦制が、反体制的な独立運動の文脈で否定的に語られるというねじれを的確に指摘し、フェデラルムーブメントの経緯を再検討し、「壊すことのできない連邦制」を建築すべきだと訴えた（ဇွန်အုံး 2014）。

この指摘を踏まえて、本稿はフェデラルムーブメントの意味を再検討しつつ、1962 年以降の国軍統治体制下で、この政治運動がどのように否定されたのかを問う。I では、フェデラルムーブメントが起こった経緯をいま一度確認する。II では、1961 年にシャン州政府が作成した報告書を分析し、フェデラルムーブメントで要請された「本当の連邦制」の要求が、政治経済上の格差是正を目指したものであったことを確認する。III では、国軍が主導して結成したビルマ社会主義計画党によるパンフレットの読解を通じて、同党が国軍の統治を正当化するために民族団結の必要性を訴え、「連邦全体の利益」を追求するという名のもと、フェデラルムーブメントを批判したことを確認する。このとき、多様性に富んだ社会を統合する方法としての連邦制に対して、「連邦全体の利益」に反する分離独立運動、反政府活動としてのイメージが与えられたことを明らかにする。

I　フェデラルムーブメントの背景

1．ミャンマー独立とシャン州の政治事情

I では、一般的に国民統合に失敗した時代としてイメージされる 1948 年から 1962 年までのミャンマー議会制民主主義時代、とくにフェデラルムーブメントをふり返る。ビルマ族系のコンバウン朝は、英領インドと三度にわたる戦争を経て、1885 年に滅亡した。翌年、イギリスはコンバウン朝が最後に支配していた上ミャンマーを英領に併合した。このとき、イギリスはミャンマー本土を直接統治した一方で、本土の周辺に位置する現在のシャン州にあたる地域では、現地の藩王たちによる伝統的な支配体制を温存した。その際に、植民地政庁はイギリスの統治を受け入れた藩王たちに、サナッドと呼ばれる任命書を発行して、彼らの身分を保証した。通常、これは「分割統治体制」と呼ばれている。

しかし、1930 年代後半になると、シャン地域では藩王たちに対抗する形で、平民出身者の勢力が伸長した。ニャウンシュエ出身のティンエー(2)を指導者とするシャンの平民活動家たちは、日本軍が現地人を動員するために組織した東亜青年連盟と関係を持つようになり、1944 年 1 月 1 日にタウンジー支部を設立した。戦後、ティンエーは反帝国主義や藩王たちによる統治体制への反対を掲げて、他の平民出身の活動家たちと連携しながら政治活動を行った。1946 年 1 月 17 日から 23 日に開催された反ファシスト人民自由連盟第一回全国大会に、ティンエーの率いるシャン青年たち 10 名が、オブザーバーとして参加した（ဝန်းမင် 2016: 194-195）。

藩王たちと、平民出身の政治家たちが、初めて政治をめぐって協議した場所が、1946 年 3 月に開催された第一回パンロン会議であった。この会議の後、平民出身のシャン活動家たちはシャン州自由連盟を創設して、本土と辺境地域が一緒に独立することを訴えた。翌年開催された第二回パンロン会議では、本土の反ファシスト人民自由連盟政治家たちと連携しながら、本土と団結するように訴えた。本土と一緒に大英帝国から独立することに対し、藩王たちはもともと消極的であったが、世論に譲歩する形でミャンマー本土との連携に合意した。結果、第二回パンロン会議では、民族自決や財政的な権利を保障しつつ、辺境地域の代表者が、本土の内閣に参加する形で連合することが決まった。さらに、連合シャン諸州、カチン丘陵地域、チン丘陵地域の首長たちの連絡組織として、山岳民団結評議会（タサニャパ）が結成された（Kikuchi 2018）。

パンロン会議の後、三期の憲法制定議会を経て制定されたのが、1947 年憲法である(3)。エーマウンやチャントゥンたち法律の専門家たちによって起草された同憲法は、ユーゴスラビアの 1946 年憲法に影響を受けている(4)（矢野 1968: 79）。行政の枠組みについては、植民地時代のそれを引き継いでいた。同憲法の第 1 章は、国家の構成を定めている。従来、ビルマ総督を通じてイギリス国王が統治した全地域及びカレンニー地方をミャンマー連邦として定めた（第 2 条）。植民地時代に連合シャン諸州と呼ばれていた地域とワ州をシャン州として（第 5 条）、植民地時代にミッチーナー県とバモー県と呼ばれた地域をカチン州として（第 6 条）、カンタヤワディ、ボーラケー、チェーボージーから構成されるカレンニー地方をカレンニー州として定めた（第 7 条）。また、第 9 章の第 5 節では、植民地時代にチン丘陵地域とアラカン管区と呼ばれた地域の一部が、チン特別区とされた。このように、植民地時代の辺境地域と本土の枠組みを引き継ぎつつ、ミャンマーは州や区として特別に定められた地域と、それ以外の地域に再編された（မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြုလွှတ်တော် 2015: 2-3, 62-63）。

また、立法府について、民族院（上院）と人民院（下院）が設置され、特に前者はシャン州、カチン州、カレンニー州やチン特別区に配慮した構成となっていた。民族院議員と人民院議員の選出方法は、第 6 章第 2 節と第 3 節で定められている。人民院の議員定数は、民族院の 2 倍を超えない範囲で、随時法律によって定められることとされ、全国の各選挙区から選出された（任期は 4 年）。ただし、1947 年憲法は、予算の先議と議決、内閣総理大臣の指名、内閣不信任案の決議、条約の承認などの点で、民族院に対する人民院の優越を認めていた。また、連邦内閣は人民院に対して責任を負い、内閣総理大臣は人民院の解散権を有していた（ibid.: 19-38）。

他方、民族院は議員定数が 125 と明記され、別表第 2 でシャン州代表に 25 議席、カチン州代表に 12 議席、チン特別区代表に 8 議席、カレンニー州代表に 3 議席、カレン族代表に 24 議席、残り 53 議席をミャンマー連邦の残余の地域に配分することを定めていた。任期に関する規定はなく、人民院の解散に伴って民族院も解散すること、解散後に新しく招集された人民院の第 1 回会議から 15 日以内に民族院の選挙を行うことが定められていた。なお、シャン州に割り当てられた民族院議席については、藩王のみが議席保有資格があるとされた。反対に、藩王たちには人民院議席の保有資格が認められていなかった（မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြုလွှတ်တော် 2015: 27, 50; 矢野　1968: 104, 123-124, 146）。

さらに、国会と州評議会が持つ権力の棲み分けも、1947 年憲法における重要な要素であった。国会が立法権を有する事項については、第 92 条第 1 項と別表第 3 の第 1 表で定められ、その範囲は国防、外交、運輸・交通、中央財政、その他の諸事項に及んだ。他方で、州評議会が立法権を有する事項は、第 92 条第 2 項と別表第 3 の第 2 表で定められ、その範囲は憲法関連事項、経済事項、警察、運輸・交通、教育、健康、地方行政、その他諸事項に及んだ（မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြုလွှတ်တော် 2015: 28-29; 矢野　1968: 105, 147-155）。また、連邦の歳入項目と、州の歳入項目に関する棲み分けについては、第 96 条と別表第 4（州歳入表）で定められた。別表第 4 中に記載された 14 項目が州の歳入項目とされ、残りはすべて連邦の歳入項目を構成すると定められていた（မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြုလွှတ်တော် 2015: 30; 矢野　1968: 107, 156-157）。

連邦政府と州政府の関係について、両者は必ずしも対等ではなかった。なぜならば、州知事は内閣における閣僚を兼務しており、内閣総理大臣が各州評議会との協議を踏まえて、当該州を代表する国会議員の中から任命したためである（မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြုလွှတ်တော် 2015: 39-42）。

シャン州とカレンニー州に対しては、独立から 10 年後に連邦から離脱する権利を与えた。また、シャン州では、独立後も藩王たちによる統治が続いたが、これは憲法で特に記載がなかった（မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြု လွှတ်တော် 2015: 65）。ただし、前述の通り、民族院議員となる資格を有するのは藩王たちのみであると明記されており、藩王たちの地位は保証されていた。

他方、アジア・太平洋戦争で伸長した平民出身の政治家たちは、藩王たちによる統治体制を封建的だと見なして、藩王制に対する異議を唱え始めた。シャン州自由連盟は 1949 年に南部と北部に分裂したが、ナムカム・トゥンエーが残党を集めて、シャン州人民自由連盟（パラパ）

を結成した（ဧရှိအုံ 2014: 323; 2017: 268）。また、ウー・フラが議長を務めるパオ(5)民族機構（パアマパ）も、藩王らによる統治体制への反対を掲げた。彼らはパオ族の経済・社会・発展を追求することや、藩王制への反対を掲げ、中央政界の民族統一戦線（パマニャタ）(6)と友党関係にあった。1949 年、パオ民族機構は藩王たちに対して、タウンジーやロイリンなどで武装闘争を開始した。当初、武装反乱は国軍に向けられたものではなかったが、国軍と反ファシスト人民自由連盟政府が藩王制の維持を図っているとみなすと、国軍に対しても攻撃を始めた。1952 年にタウングーとパプンに至ったカレン民族防衛機構と同盟を組んでいる（ဧရှိအုံ 2014: 323; 2017: 268）。

こうしたなか、外部からシャンの政党を統合しようとする動きが生じた。きっかけになったのは、独立直後から 1950 年代前半にかけての、国共内戦で共産党軍に追いやられた国民党軍たちのミャンマー北東部国境地帯への流入である。この残党が武装闘争を始めたことを理由にして、1952 年にミャンマー政府はシャン州南部に戒厳令を発令した。そして、1953 年に防衛大臣バスウェの指示で、シャン州で活動する主要政党の統合が図られた。パンロン会議で諸民族が協議するために設立されたが、実際には藩王たちが主導していた山岳民団結評議会、パオ民族機構、シャン州自由連盟は、全シャン州連盟（ヤパラパ）として統合された（ဧရှိအုံ 2014: 323; 2017: 268）。

しかし、これは結局うまくいかず、ほどなくしてパオ民族機構が離脱した。さらに、山岳民団結評議会のメンバーであった藩王たちも、自らの統治を「封建的」だと批判する者たちに反発して、全シャン州連盟から離脱することになった。彼らが結成したのが、シャン州諸原住民族団結連盟（ヤタサニャパ）である。同組織は、合法的な枠組み内で自治権の拡大を訴え、1958 年 4 月に反ファシスト人民自由連盟が分裂した時には、反ファシスト人民自由連盟清廉派を支援した。シャン州諸原住民族団結連盟は、1958 年 3 月 18 日にモーメイ藩王のサオ・クンチョーの居宅で協議を行って、シャン州の不満を中央政府に表明することで合意している。その結果、シャン州からの要請として、自決権の承認や憲法改正などを盛り込んだ 15 項目を 5 月に決議した。これは、サオ・クンチョー、レーチャー藩王のサオ・ヌン、ターマインカン藩王のサオ・トゥンエー、バトゥンたちによって、反ファシスト人民自由連盟清廉派の指導者であった首相ウー・ヌに届けられた（ဧရှိအုံ 2014: 324; 2017: 266）。

シャン州諸原住民族団結連盟のなかで、藩王による統治体制をより強硬に求めた一部の者たちは、武装闘争路線を採ることになった。1954 年に反ファシスト人民自由連盟政府から藩王らによる統治を廃止しようという議論が生じた(7)。1956 年 12 月 27 日、シャン州マインイェにて、シャン州諸原住民族団結連盟のメンバーであったポーモウン、サオ・セーホウン、サオ・マンパたちは、独立 10 年後に行使が認められていた連邦離脱権によって、「シャン共和国」を建国するという構想を発案した（マインイェ会議）。彼らにとって、パンロン会議で認められた自治権は、藩王たちによる統治体制そのものであった。1957 年になると、サオ・セーホウン、サオ・マンパ、ニャウンシュエ藩王の正妻サオ・ヘインカム、サオ・シュエモウンたちは、シャン州団結連盟を組織して、ラーショーに置かれていたタウンバイン藩王の邸宅で、シャン州がミャンマー連邦から離脱することを決議した。さらに同年、シャン州が 1947 年憲法体制下で連邦離脱を行うのは容易でないとして、武力反乱へ突入することに合意した（ဧရှိအုံ 2017: 265）。

このように、平民出身の政治活動家たちは、シャン州自由連盟やパオ民族機構を組織して、藩王らによる統治体制の廃止を訴えた。藩王たちは、シャン州諸原住民族団結連盟が合憲的な枠内で自治権拡大を目指した一方で、シャン州団結連盟は反武装闘争に路線を採るに至った。

２．フェデラルムーブメント

サオ・クンチョーが代表を務めるシャン州諸原住民族団結連盟は、1960 年の総選挙で反ファシスト人民自由連盟清廉派に協力したことと引き換えに、1947 年憲法の改正を迫った。シャン州選出の国会議員たちが発起人となり、シャン州、カチン州、チン特別区、さらにカヤー(8)州、

カレン州に加えて、自治州の創設をめぐる要求が高まっていたモン地域や、ヤカイン地域の代表者たちが、1947 年憲法で定められた統治体制の見直しを求め始めた。少数民族に対する地方自治の拡大を要求したこの運動こそが、フェデラルムーブメントである。

1960 年の総選挙で勝利した反ファシスト人民自由連盟清廉派は連邦党に名称を改めた。連邦党内閣のエーマウン法相は、1960 年 9 月 22 日、シャン州からの自治権拡大要求、ウー・ヌ首相の提唱する仏教国教化、緬中国境の画定問題を理由に挙げ、憲法改正を発議した（ကျော်ဝင်း 2016: 55; ရွှေအုံး 2014: 330-331）。

これを受けて、1960 年 11 月 7 日、シャン州政府は憲法調査委員会（のちに、シャン州に関連する憲法改正準備委員会に改称）を設置した。サオ・ピィが委員長を務める同委員会には、州政府高官や州議会議員、そしてパンロン会議にかかわった政治活動家たちが招集された。憲法調査委員会は、1960 年 12 月 22 日の会合で、シャン州出身の政治家タウンジー・トゥンミンの新聞連載を底本としながら報告書をまとめることを決め、翌年 1 月 24 日に彼をメンバーに含んだ小委員会を組織して報告書を作成した。これが、後述する『シャン州が提出するミャンマー連邦憲法の改正勧告書（以下、シャン州勧告書と表記する）』である。この報告書は、1961 年 2 月 25 日の全シャン州会議で承認された（မြဟန်, သိန်းလှိုင် 1991: 1-9; ကျော်ဝင်း 2016: 63-64）。

さらに、シャン州政府は、『シャン州勧告書』の内容を、他の少数民族とも共有しようと腐心した。1961年6月8日から16日にかけて、シャン州とカヤー州はタウンジー会議を開催した。主な開催目的は、パンロン会議で設置された山岳民団結評議会に代わる組織を作ること、ならびに『シャン州勧告書』を検討することであった。カチン州、カヤー州、カレン州、チン特別区、および新州設置を訴えていたモンとヤカインの代表たち総計 226 名、オブザーバー104 名が参加した（ကျော်ဝင်း 2016: 63-64）。

タウンジー会議の最終日、出席者たちは 5 項目の声明を決議した。その内容とは、諸州団結評議会の結成、連邦憲法の改正、国民会議の開催、モン州・ヤカイン州・チン州の設置、帝国主義者＝中国国民党軍の排除を求める内容であった。連邦憲法の改正要求に関しては、声明（2）で、次のように述べられている。

声明（2）　連邦憲法の改正に関する声明

現在のミャンマー連邦憲法では、それぞれの州や民族が十分に平等な議決権を保持しておらず、ミャンマー連邦のさらなる発展と安定を必要とするため、「ミャンマー連邦の構成」を修正する必要があると考えている。ゆえに、

（イ）　大枠として、シャン州から提出されたミャンマー憲法改正「案」〔『シャン州勧告書』のこと〕を、本会議は満場一致で承認した。

（ロ）　このシャン州案を基本としながら、ミャンマー連邦憲法を改正するように、中央政府に対して要求する。

提出者：チッマウン（カヤー州代表）
賛同者：トゥンミン（シャン州代表）、ナイングウェミン（モン代表）、ソーティンセイン（カレン民族（アミョーダー）代表）（ဆလိုင်းလျန်မန်း နှင့် စိုင်းမော်(နှ) 2015: 274）

したがって、フェデラルムーブメントの基本的な要求は、『シャン州勧告書』に反映されていると考えてよいだろう。

この『シャン州勧告書』を認めなかったシャン活動家として知られるのが、ナムカム・トゥンエーである（1912－2002）。ナムカム・トゥンエーは、タウンバイン藩王国サムサン出身の政治家である。シャンとパラウ(9)の系譜を持ち、シャン語話者であった。マンダレーの高校卒業後、雲南とナムカムの間をトラックで往復する商人として活動していたが、第二次世界大戦中にシャンの政治運動へ身を投じた。ミャンマー独立後、人民院議員を務め（1948 年から 60 年まで）、国軍クーデタ後はシャン州政務部の筆頭に任命されている（1962 年から 1974 年まで）。

一般的には、藩王統治体制を批判した急先鋒として知られる（cf. Tzang Yawnghwe 1989: 238）。トゥンエーの息子であるヘンリ＝アンドレ・エー氏の回想によると、社会民主主義者であったトゥンエーは、藩王やプロレタリアートという階級の違いによって、シャンが統合できないことを問題視していた。また、シュエリー河を挟んで中国と接したナムカム出身のトゥンエーは、1959 年のチベット騒乱後、中国の影響を警戒していたとされる（Henri-André Aye 2009: 56-57, 216, 221-222）。

1961 年 4 月 21 日、ウー・ヌ首相は藩王たち、国会議員、各政党の指導者たち、無所属の政治家たち、シャン州に関連する憲法改正準備委員会のメンバー、シャン州政府閣僚たちを集めて、懇親会を開催した。この場でトゥンエーは『シャン州勧告書』を認めないと発言し、その理由について、シャン州で反乱が続き、藩王たちが選挙を経ずして国会議員に任命される権利を有する限り、憲法改正問題を検討するのは時期尚早だと述べた（မြဟန်, သိန်းလှိုင် 1991: 52）。

タウンジー会議の直後、シャン州の代表たちはヤンゴンを訪れて主要政治家たちに陳情を行った。時を同じくして、全シャン州連盟のメンバーたち（ナムカム・トゥンエー、オウンペー、ティンココ、チョーゾー、タンユウェ、ペーミン）もヤンゴンを訪れて声明を発表、さらに記者会見を行った。1961 年 7 月 13 日発表の声明で、彼らは（1）現在のシャン州内部では、権力を放棄した藩王たちの親族や、家臣、宮廷の元役人たちが武装して、連邦から離脱し、個別の王権国家を打ち立てようとしている、（2）反徒と称する武装勢力たちは、タイにいる中国国民党員たちを師と仰いで、州全域で傲慢に振舞っている、（3）サオ・クンチョーをはじめ、藩王たちは選挙に参加せずとも、シャン州政府の権力を手にすることができる、（4）フェデラル問題、あるいは本当の連邦制問題と装っている「藩王問題」に対して、全シャン州連盟は強く反対すると述べた。さらに「本当の連邦制」の名を冠した「フェデラル」とは、世界中のどこにもまだ存在しない空想にすぎないと非難した。そして、藩王たちが権力を放棄すれば、すぐにシャン州内部で武装反乱が起きるのは避けられないこと、藩王たちがビルマ族への敵愾心や反ビルマ族主義を宣撫していること、マインイェ会議を開催して独立 10 年後に認められた連邦離脱権の行使を決めたこと、マインイェ会議の開催場所がシャン山岳民団結評議会メンバーのサオ・マウン宅であったこと、この会議の議長がクンチョー率いるシャン州政府で閣僚を務めたポーモウンであったことを指摘した（ibid.: 102-104）。

同日に行われた記者会見でも、トゥンエーは同様の批判を行っている。トゥンエーは、タウンジー会議から生じた連邦制実現の要求が一部の藩王たちによるものにすぎない、藩王たちは権力を放棄せざるを得なかったことに不満を抱いてフェデラルムーブメントを始めた、シャン州の反徒たちはシャン州政府から出てきた、シャン州の反徒たちは中国国民党に合流して国外からの援助を得ている、シャン反徒たちがカチン青年たちを仲間に引き入れている、シャン州政府がフェデラルムーブメントを表明し始めたのは 1964 年の選挙で自分たちの思惑を実現するためである、全シャン州連盟の構成員 7 名がシャン反徒たちによって殺害された、全シャン州連盟はシャン州でミャンマー国軍を支援していることなどを表明した（ibid.: 104-105）。

他方、『シャン州勧告書』の内容を検討するため、連邦党政府は諮問委員会を設置した。この委員会は 1962 年 1 月 19 日に、一部事項を除いて『シャン州勧告書』に反対する報告書を提出した。そのため、諸州団結評議会の代表たちは、1962 年 1 月 20 日にウー・ヌ首相と面会し、「本当の連邦制」の原則による憲法改正を改めて要請した。これにより、ウー・ヌ首相率いる連邦党内閣は、2 月 15 日に開会予定の国会（人民院）ではなく、国民会議を設けて協議することを閣議決定した。一般的に、「連邦セミナー」の名で知られるこの会議は、1962 年 2 月 24 日に第一回会合が開催され、ウー・ヌ首相、シャン州大臣サオ・クンチョー、カチン代表やチン代表、そしてトゥンミンらが演説を行った。3 月 1 日には二回目の会合も開催された（ဧကျိုဝင်း 2016: 71-74, 78, 83-85）。3 月 7 日には三回目の会合も行われる予定であったが、同月 2 日に軍事クーデタが発生した。

３．国軍によるフェデラルムーブメントの否定

クーデタを起こした国軍は、すぐにフェデラルムーブメントが国民の団結を損なった、という説明を行っている。3 月 7 日および 9 日に行われた国軍の記者会見で、アウンジー准将は、クーデタの原因としてフェデラルムーブメントを挙げた。さらに、9 日の会見では、ウー・ヌ政府による少数民族側への配慮によって、偏狭な民族主義が蔓延して国家は分裂の危機に瀕し、これを察知した国軍がさらなる騒乱を抑止するために権力を預かったと述べた。フェデラルムーブメントとは、自分たちの影響力拡大を狙った藩王たちによる、ナショナリズムや地域主義を装った憲法廃止運動であり、彼らは反徒たちと繋がっているとされた（ကျော်ဝင်း 2016: 119-122）。こうした説明は、先述のトゥンエーの主張にも通じている。

だが、これに対して、主に少数民族側から、今まで様々な反論が寄せられてきた。シャン州民族民主連盟は、みずからの党史でシャン州政治史全体をふり返り、「本当の連邦制」の原則が 1962 年の国軍クーデタの口実に使われたと指摘する。その主張によれば、シャン指導者たちをはじめとする少数民族指導者らの漸進的な話し合いは民主主義に沿うもので、この運動に関わった政治活動家たちは、基本的に連邦から離脱しようなどと考えていなかったという。だが、「1962 年 3 月 2 日に『本当の連邦制原則』を『連邦制を破壊する原則』であるというように口実をつけて、ネウィン大将の率いる革命評議会が連邦政府を解体し、権力を奪取した」と述べている（SNLD 2013: 13-18）。

初代大統領をつとめたニャウンシュエ藩王サオ・シュエタイの子息のツァオ・ツァンも、フェデラルムーブメントは少数民族の武装反乱とは異なる文脈を持っていたと述べている。この運動はシャン社会で責任ある立場の者たちを中心に始まったもので、合法的かつ立憲的な枠組み内の活動であった。市民戦争を回避し、武装反乱を抑えることを狙った政治活動として見なすべきだという。フェデラルムーブメントの目的は、「シャン州を〔ミャンマー本土の〕属州たらしめていた憲法の条項を指摘することであったにすぎず、その運動は〔連邦国家に対する〕最後通牒という訳でもなかった–むしろ、さらなる議論を促すための型であり、決して悪意のあるものでも、扇動活動でもなかった」と語る（Tzang 1987: 111）。しかし、シャン州民族民主連盟やツァオ・ツァンの問題提起は、2011 年まで連邦制に関する話題自体が封じられていたミャンマーで十分に議論されてきたとは言い難い。

まとめると、ミャンマー独立後に藩王たちの体制は温存された。これに対して、シャン州に出自を持つ平民活動家たちは、彼らの統治を「封建制」だとみなして批判を行った。ミャンマー独立後も両者の隔たりは大きかったが、1950 年代後半、その関係性に変化が見られた。契機となったのはフェデラルムーブメントであり、これは穏健派の藩王たちと、平民活動家たちの中でトゥンミンのように藩王統治体制の打破よりも連邦制の実現に重点を置いた者たちの合流と見なすべきだろう。しかし、クーデタで政権を奪取した国軍は、これを国家崩壊の危機であると見なし、クーデタ決行の理由として挙げた。

（表） シャン州の主な政治団体（1948-1962）

組織名	設立年	主要メンバー	主張	備考
シャン州自由連盟 ရှမ်းပြည် လွတ်လပ်ရေး အဖွဲ့ချုပ် (ရပလ) Shan State Freedom League	1946 年	U Tin E U Tun Myint (Taunngyi)	藩王統治体制に反対、本土と共にシャン州を植民地帝国から独立させる	独立後まもなく消滅した。
山岳民団結評議会 တောင်တန်းသားများ စည်းလုံးညီညွတ်ရေးအဖွဲ့ (တစည)ဖ)	1947 年	Sao Hkun Hkio (S: Momeit)	藩王制の廃止に向けて、行政改革を表明	1947 年 2 月、パンロン会議にて結成された。実質的に主導権を握っていたのは、シャンの藩王たちであった。

United Hill People's Congress ※パンロン会議時の英語名称は、Supreme Council of the United Hill Peoples				
パオ民族機構 ပအိုဝ်အမျိုးသားအဖွဲ့ချုပ် (ပအမဖ) United National Pa-O Oganization	1950 年	U Tun Yee U Hla Hpe	藩王統治体制に反対	1947 年設立のパオ機構（Pa-O Organization）から名称を変更する。カレン民族防衛機構（KNDO）と連合を組む。一時的に全シャン州連盟に組み込まれたが、間もなく離脱した。
シャン州人民自由連盟 ရှမ်းပြည် ပြည်သူ့ လွတ်လပ်ရေးအဖွဲ့ချုပ် Shan State Peoples Freedom League ※ビルマ語名称については、ပြည်သူ့ လွတ်လပ်ရေး (ရှမ်းပြည်) (ပလရ(という表記もある。	1952 年	U Tun Aye (Namkhan)	藩王統治体制に反対	シャン州自由連盟の一部が結成。1958 年の反ファシスト人民自由連盟が分裂後、「安定派（スウェ＝ニェイン派）」を支援した。
インレー団結連盟 အင်းလေး ညီညွတ်ရေး အသင်း The United Inlay Association (UIA)	1952 年	Saya Lun U Soe Maung Bo Myaing	藩王統治制に反対	のちに、「インレー団結連盟機構（アパニャパ）」に名称を変更か。
全シャン州連盟 ရှမ်းပြည်လုံးဆိုင်ရာ အဖွဲ့ချုပ် (ရပလဖ) All Shan State Organization	1953 年	Sao Hkun Hkio (S: Momeit) U Tun Aye (Namkhan)	（諸政党の連合）	1953 年、連邦防衛大臣のバスウェの指示により結成された。
シャン州山岳民評議会 ရှမ်းပြည်တောင်တန်းသား စည်းလုံးညီညွတ်ရေးအဖွဲ့ (ရတစည) The Shan States Hill Tribes Union	1955 年	Sao Hkun Hkio (S: Momeit) Sao Non (S: Laihka) Sao Tun Aye (S: Tharmonghkam) U Ba Htun	「本当の連邦制」、1958 年にシャン州による 15 箇条の要請を発表	全シャン州連盟から分裂した藩王たちが結成する。1958 年の反ファシスト人民自由連盟が分裂後、「清廉派（ヌ＝ティン派）」を支援する。
シャン州団結連盟 ရှမ်းပြည်နယ် ညီညွတ်ရေးအဖွဲ့(ရပညဖ) The Committee for the Development of Shan Unity	1957 年	Sao Nang Hearn Kham (M: Nyaungshwe) Sao Man Hpa (S: Maingshu) Sao Say Hon (S: South Theinni) Sao Shwe Hmon Hpa (S: Kyaythi Mansan)	連邦離脱権によるミャンマー連邦からの離脱、シャン共和国の建国	シャン州山岳民最高評議会の一部が離脱して結成した。
シャン州国民団結連盟 ရှမ်းပြည်နယ် အမျိုးသား ညီညွတ်ရေးအဖွဲ့	不明	Sao Pyi Sao Man Hpa U Pyu U San Mya U Kyaw Sein	藩王たちの権益維持（廃藩置州後の年金、上院議席など）、場合によっては連邦から離脱	

（Silverstein 1958; မြဟန်, သိန်းလှိုင် 1991; San Nyein and Myint Kyi 2009）をもとに筆者作成。

主要メンバー欄における丸括弧内の S はソーブワ（Sawbwa）、M はソーブワの正妻（Mahadevi）を指す。

II　「本当の連邦制」の要求はいかに否定されたのか

1．タウンジー・トゥンミンとフェデラルムーブメント

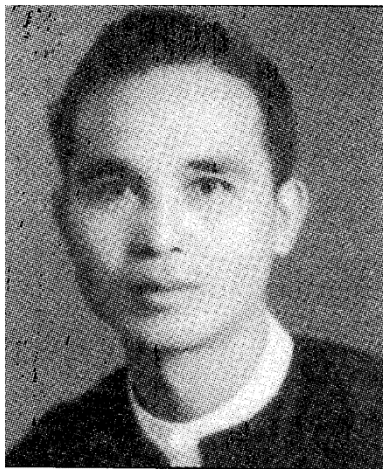

（図 1）トゥンミン
出典（ဇေကျိုင်း 2016: 93）

1961 年 2 月 22 日、シャン州関連準備委員会に、トゥンミン著「我々が望む連邦制」を下敷きにしながら起草された憲法改正案が提出された。これは同月 25 日、『シャン州勧告書』として承認されている。II では、この『シャン州勧告書』の内容を検討することで、フェデラルムーブメントのなかで、藩王や平民出身の活動家たちが何を要求したのか検討したい(10)。フェデラルムーブメントで中心的な役割を担ったのは、シャン州自由連盟の創立メンバーであったトゥンミンである。トゥンミンは、1921 年 4 月 15 日にタウンジーで誕生した。トゥンミンはダヌ(11)の系譜を持ち、ビルマ語母語話者であった。1940 年にヤンゴン大学予科に入学したが、翌年に発生したアジア・太平洋戦争の発生を受けて、南方特別留学生(12)に選出された。1945 年に日本から帰国した際に、ティンエーたちの活動に加わり、シャン州自由連盟を創設するに至った。こうした経緯からパンロン会議にも深く関わり、1947 年に招集された憲法制定議会の議員を務めた。ミャンマー独立後もシャン州政府の政務官として活動した後、フェデラルムーブメントの指導者となり、1962 年に開催された「連邦セミナー」にはシャン州憲法準備委員会の代表として参加した。しかし、1962 年クーデタ後に逮捕され、1970 年まで拘禁生活を送った。釈放後は、シャン州に戻ってタクシー運転手として生計を立て、1997 年 5 月に没している（菊池 2022: 306-307）。

1950 年代から 60 年代にかけて、トゥンミンは複数の政治パンフレットを執筆している。その主張は、前期の藩王制に対する批判と、後期の「本当の連邦制」の追求に大別できる。特に、『シャン州はどこか』（1956 年）、『分離合同問題』、『シャン州の悩み』（ともに 1957 年）は、「大ビルマ族主義」という表現を用いて、シャン州民の不遇を訴えている。その主張をさらに「本当の連邦制」の追求へと昇華させたのが、『連邦内と同じ水準のシャン州』（1961 年）である（菊池 2022: 307）。

I ですでに述べたように、シャン州政府は 1960 年に州民たちを広く招集して、新憲法草案の策定に着手した。このとき招集されたトゥンミンは、もともと憲法の部分的な修正を想定していた。しかし、同じくシャン州自由連盟の創立メンバーとして憲法調査委員会に招聘されたティンエーは、憲法の各条項が相互に深く関連しているので、全面的な改正が必要だと訴えた。結局、ティンエーの主張が認められて、新憲法の制定を目指すこととなり、トゥンミンがその実務を担った。彼は、12 月 6 日から 18 日にかけて、左翼系新聞ボーダタウン(13)に「我々が望む連邦制」を掲載している。

新聞連載「我々が望む連邦制」を筆者はまだ確認できていないが、この内容は再編集されて、『連邦内と同じ水準のシャン州』として出版された。『連邦内と同じ水準のシャン州』におけるトゥンミンの主張は、シャンの不満と大ビルマ族主義が連邦制の障害となっていることへの批判であった。連邦制を掲げるミャンマーは、事実上の単一国家であり、（1）ビルマ州（ပမာ - ပြည်）の規定がない、（2）民族院に人民院を統率する権限がないために州の自治権が保証されていない、（3）中央と州政府に預ける権利の棲み分けが不明瞭、（4）連邦政府の下に州政府が位置づけられている、（5）各州に対する税の分配が不十分だと指摘する。そして、本当の連邦制として、ビルマ州の創設、権利と権限の適切な分配、州政府の独立性確保、民族院の権限強化、連邦政府に預ける権利と権限の明確化、自治権の確保、連邦離脱権の保証などを要求した（တွန်းမင့် 2013: 188-197）。この「我々が望む連邦制」をたたき台として起草されたのが、『シャン州勧告書』

である(14)。

『シャン州勧告書』の構成は、前文、第 1 章「歴史的背景」、第 2 章「終戦後のシャン州」、第 3 章「ミャンマー連邦共和国憲法をシャン州が運用する際に直面した欠点と困難」、第 4 章「本当の連邦制の建設」である。『シャン州勧告書』では、ミャンマー連邦共和国憲法が州と民族ごとの平等が十分に保障していないため、「本当の連邦制」に基づく憲法修正を求めている。これを実現するために、

> （1）ビルマ州（ပမာ။ ပီးနား）の創設、（2）二つの連邦議会に対して平等な権利を付与すること、（3）民族院には、各州から等しい数の代表を送ること、（4）中央政府には、以下の部局を預け、残りの権限と権利を各州に預けること（i. 外交、ii. 連邦の防衛、iii. 連邦の財務、iv. 硬貨と紙幣の発行、v. 郵便と電信、vi. 電車・空輸・海運、vii. 連邦の司法、viii. 港湾税の徴収）、（5）連邦の財政を平等に配分すること（ဆလိုင်းလျှန်မှန်း နှင့် ဗိုင်းဓော(နှ) 2015: 25）。

を提案している。以上はトゥンミン著『連邦内と同じ水準のシャン州』とほぼ同内容であり、『シャン州勧告書』に、トゥンミンの意向が色濃く反映されていることが窺える。

２．「シャン」に対する歴史表象

『シャン州勧告書』の第一章ではじめに示されるのは、シャン族の歴史である。それによると、タイ系民族(15)は西暦 650 年に南詔で王宮を築き、754 年にはエーヤワディー川の上流一帯の支配権を握ってピュー族とも交渉を持ち、一部はさらに南下してモン族と混住した。パガン朝のアノーヤター王が王宮を占領する前に、シャン族（အမြောက်ဒါ）の一部は、今日のシャン州に下って定住した。1044 年、第一次ミャンマー国が建国されたとき、建国の祖であるアノーヤター王には現在のシャン地域を支配しようという意図がなく、アラウンシートゥ王治世でビルマとシャンは友好関係を築いた（ibid.: 27-30）。

このように、歴史的背景の説明では、ビルマとシャンの歴史的な友好関係が繰り返し言及される。例えば、1555 年にバインナウンがミャンマーを再統一してから、1885 年に上ミャンマーがイギリスに占領されるまで、ミャンマーとシャンは親しい「兄弟」のような関係性で暮らしてきたとされる。あるいは、コンバウン王朝時代、リンビン王子とソーヤンナン王子たちが起こした反英闘争に、シャンの藩王たちが参加したことが引き合いに出される（ibid.: 30-31）。

つづく第二章では、第二次世界大戦後のシャンを取り巻く政治状況を説明しながら、本土とシャン州が合併するに至った経緯を説明する。第二次世界大戦で政治に目覚めた藩王と人民代表たちが、民族自決権を要求し始めた。しかしながら、ミャンマーに復帰した植民地政庁は、辺境地域局を発足させて、分割統治工作を始めた。ほぼ確定的となったミャンマー独立に際して、個別に統治されていた辺境地域を合併させて、ドミニオンの中に残して置こうとした。こうした動きに対して、1946 年の第一回パンロン会議で、ビルマやシャンの人々が団結を誓ったため、「連邦の精神」が生まれた。さらに翌年、イギリスとミャンマー代表団との間で締結されたアウンサン＝アトリー協定がシャン州とミャンマー本土の合併を協議する場としてパンロン会議を設定した結果、同年 2 月にカチンやチン代表たちも召集してパンロン協定が締結された。当時、アウンサンはパンロン会議で、辺境地域の内政に干渉しないこと、別個にカチン州を創設すること、中央部局として防衛省、外務省、鉄道省、港湾税省等を置くことなどに合意したという（ibid.: 32-44）。

ただし、『シャン州勧告書』によれば、この合意は暫定的なものに過ぎなかったとされる。確かにパンロン会議で、ミャンマー本土と辺境地域が、将来的な連邦制国家の建設をめぐって協議を行った。しかし、その問題は憲法制定議会で詳細を再協議するとされ、最終的にパンロン協定では言及されなかった。さらに、連邦離脱権に関しても、アウンサンは憲法制定議会で決議すると約束したという。実際に憲法を策定する際に、反ファシスト人民自由連盟は事前に 14 の指針を定めており、連邦の構成に関しては連邦領、自治州、少数民族州を想定していた。

連邦の構成単位としてビルマ州を組織することは明確に述べられていなかったが、指針の第 3 に則れば、本来ビルマ州とシャン州はそれぞれ連邦の構成単位になるべきはずであったという（ibid.: 44-46）。

ところが、憲法策定中にアウンサンが暗殺されてしまい、約束が反故にされたと指摘する。少数民族側の指導者たちには政治経験が不足していたこと、立法に関する知識もなかったこと、1 年以内の完全独立を達成することに固執していたこと、国民的な指導者たちの死に際して、互いの団結を示すため、憲法決議を安易に承認してしまったことを自らの反省点として挙げる（ibid.: 55）。このように、連邦制をめぐる議論が不十分なまま、独立に至ってしまったことが問題の起源とされる。

３．憲法改正案

『シャン州勧告書』は、まず歴史的な経緯を振り返って、ビルマとシャンが「兄弟」のような関係であったと表現し、連邦国家を樹立したのは歴史の必然であったとする。しかし、連邦の方法をめぐり、シャン州で不満が生じていると訴えた。第三章では、憲法改正を求める動機が、以下のように列挙されている。

> （1）パンロン協定の趣旨に背いて、憲法を行使するとき、同協定の趣旨や約束事を議会、連邦政府、官僚たちが顧みないこと、（2）憲法の各条文に対する一方的な解釈、（3）連邦立法事項表に含まれる事柄を執行するとき、州政府とは協議する必要がないという考え、（4）連邦政府の官僚組織による州の無視、（5）州大臣たちへの差別、（6）政府が抱えるそれぞれの問題（財政を含む）に対する一方的な取り扱いや妨害、（7）本来はあるべき協力が、得られないこと、（8）連邦立法事項表に含まれる任務を遂行する際、多くの場面で、連邦政府の部局が州政府を排除していること、（9）シャン州の政治と行政への干渉（ibid.: 58-59）。

これらを踏まえて、憲法の修正すべき箇所について、一つひとつ説明が加えられる。その主張は、二つに大別できよう。

第一の問題は、シャン州政府とシャン州評議会の権限が小さく、連邦政府を名乗る本土の政府や中央議会と対等ではないことである。例えば、経済的な権利を認めた第 23 条[16]の矛盾を指摘する。第 23 条（4）と第 23 条（5）は、国家による私有財産の制限と没収、企業の接収を認めていた。一方で、別表第 3 の第 1 表連邦立法表中の 5.一般事項（4）に基づくと、シャン州はこれらの権利を行使する権限を持ち合わせていない。「経済的な権利とは、本土に対してのみ保障され、シャン州には補償されていない」。もしも、シャン州がこれを行う場合は、本土の同意が必要となり、「〔シャン州政府の〕品位はひどく傷つけられている」（ibid.: 62）。

さらに、本土の政府機関は、連邦政府の権力を用いて、シャン州の財産を取得する際に、シャン州諸機関と十分に協議しないまま接収を行っているという。その例として挙げられたのが、上ミャンマーにおけるロピタ送電線の送電塔建設であった。これを建設するため、シャン州内で土地の接収が行われたが、補償金は支払われなかった。そればかりか、連邦政府はシャン州に通達すらも行わず、事情を解さない州民の一部は、自分たちの不満を中央政府ではなく、シャン州政府に訴えたという。「シャン州政府が保有する財産を、連邦政府各部局の意向で接収する権利があるからとして、それを実行してしまうのであれば、シャン州人民たちは何も主張できない。重要な第 23 条（1）は、シャン州にとって意味を持たず、その重要性は霞んでしまう」と指摘する（ibid.: 62-63）。

シャン州政府の経済的な権利について、シャン州内にある天然資源に、シャン州政府やシャン州評議会の権限が及ばないことも問題視された。第 93 条[17]、及び連邦立法事項表は、森林・鉱山・油田・工業開発の権限が連邦政府にあることを認めつつ、実際に森林・鉱山・油田の採取開発や利用の許可を発給する際には、その発給機関が、連邦の州関係大臣と前もって協議することを謳っていた。しかし、連邦に立法権限のある事項を定めた第 122 条[18]の第 1 項は、「国

会が法律を制定することのできる諸事項」と定めている。したがって、諸州の森林産物、鉱物、石油を採取する権利を与えることができるのは本土だけであり、最終的な判断は本土の諸機関に委ねられている。これに対し、天然資源を採掘、活用する権利は、関連するそれぞれの州政府の範疇にあるべきだという（ibid.: 66）。

さらに、天然資源の採取や利用について定めた第 219 条[19]の不備も指摘されている。森林資源、鉱物や石油といった天然資源を採取・開発する権限を付与する際、森林・鉱物・石油規則に基づくと、シャン州は行政面で全く権限を持たず、連邦政府における関連部局の役人たちが権力を握っている。そのような問題の対処に不満があっても、国会のみが発言権を持ち、シャン州評議会には発言権がない。例えば、タウンジー付近にあるピンゴ＝ダタウンで調査と鉱物採掘を行うため、シャン州政府の同意のないまま、ドイツの会社と契約が締結されたことを問題点として挙げて、シャン州にとって重要な経済活動は、シャン州政府のみが発言権を持つべきだという（ibid.: 67-68）。

こうした資源が、本当の意味での連邦政府によって管理されるのならば問題はないと断りを入れつつ、現状は、諸州にある天然資源に関して、連邦国家を自称する本土の行政機関が独占していると指摘する。第 219 条によれば、森林地帯、鉱山地帯、森林資源、水、漁業地域、鉱物、石炭、石油やその他の鉱油、およびその他の発電に利用可能な資源の活用は、連邦政府に委ねられている。これについて、ミャンマーの森林、鉱物、森林資源、石炭、石油などの天然資源を、「本当の連邦制」に基づいた政府が活用して、ビルマ州（ビー）、シャン州（ビー）、カチン州（ビー）、カヤー州（ビー）、カレン州（ビー）がその利益を享受するべきなのに、実際には「連邦国家（ピータウンズ・ナインガン）」を自称する本土の行政府しか諸州で産出する天然資源を利用できず、そのせいで地方だけが発展できない（ibid.: 72-73）。

ゆえに、本土の行政府が連邦政府を兼ねている国家構造こそ、1947 年憲法における最大の問題であるとされた。この根拠は、第 222 条[20]にあるという。

> 実際には、「ビルマ州（ミャンマー・ビー）[21]」は一つの州ではなく、「連邦政府国家」の名を与えられ、本来であれば「本当の連邦制」政府の諸権限を、行使することが許可されている。すべての州にとって満足できないのはこの点である。ミャンマー本土が、連邦政府として他の州を統治していると、州の人民は考えている（ibid.: 73）。

本当の連邦制を実現するため、シャン州政府や州評議会に対して権力の分配を徹底する、さらに、権限の棲み分けを明確化するため、「ビルマ州」の創設を求めた。

第二の問題は、「補助金」の恒常的な不足である。各州の歳入は州歳入法に基づき徴収される税金によって成り立っていたが、独立以来、州政府の財政は赤字が続いていた。連邦歳入表によれば、納税された税の中から、州に対して分配するためルールが一つも存在していない。今後も、現在の歳入表のまま予算の執行が行われると、シャン州の財政問題は世界が終焉するまで永遠に解決されないので、本土との格差を解消するように訴えた（ibid.: 67）。

さらに、連邦政府から州政府に対して支払われる資金が、「補助金」として扱われることも問題視されている。第 96 条[22]の例外によれば、「ただし、連邦は、そのために任命される委員会その他の機関の勧告にもとづいて必要であると決定するときは、連邦構成単位の収入を補助するための交付金、あるいは補助金を連邦収入から歳出することができる」とされる。しかし、文脈および用語法に鑑みれば、諸州には受け取る理由がないにも関わらず、「本土の同情」に基づいて、補助金を与えてもらっているという意味になってしまう（ibid.）。連邦政府から州政府に支払われる交付金は、本土と州の比例配分から州が当然受け取るべきものであり、「補助金」という用語を変更すべきだという指摘である。

ここから、連邦政府から州政府に対して支払われる交付金は、連邦政府による管理監督を一切受けないとする主張が導かれる。対等な州が、得るべき割合を超えて交付される場合においてのみ、それは本当の意味での「補助金」として、いずれかの組織または当局による承認が行われるべきである。つまり、州財政の健全化は、シャン州の財政自治を徹底することで達成で

きるという（ibid.: 68）。

第四章では、前章で指摘された問題点を踏まえて、「本当の連邦制」の基本理念が提出される。改正のポイントとして、州同士の平等を担保するためにビルマ州を創設すること、多くの人々と関わる事項のみを中央政府に預け、残りの権限を各州が有すること、民族院が人民院と対等な立場となって、かつ各州が民族院へ等しい数の代表を派遣すること、連邦の財政分配法に関して慎重に検討すること、州が完全自治権を享受する（各州がそれぞれ憲法を制定し、個別の立法府・政府・司法府を設置する）ことを挙げる(23)（ibid.: 90-96）。

このように、『シャン州勧告書』は、ビルマとシャンの歴史的な友好関係が強調する一方で、1947 年憲法の構造的な問題を指摘した。端的に言うと、それは政治・経済面での地方格差であり、これを解決する手段として徹底的な連邦制の実施による地方分権を要求した。とりわけ求められたのが、ビルマ州を設定して中央政府の権限と棲み分けをすることと、州政府の財政自治を保障することであった。

III　ビルマ社会主義計画党による民族団結の表象

1．『原住民族（タインインダー）問題に関する革命評議会の意見と所感』

他方、国軍准将アウンジーが、クーデタを実行した理由としてフェデラルムーブメントへの対処を挙げたことからも分かるように、「本当の連邦制」を求める運動の隆興は国家崩壊の危機である、という認識を誰よりも強く示したのは国軍であった。フェデラルムーブメントが否定されたのはなぜか。本章では、国軍側がクーデタを正当化するのに用いた主張とその論理を明らかにする。

1962 年にクーデタを起こした国軍は、革命評議会の設立後に諸政党の集合を図ったが失敗し、独自政党として計画党を組織した。同党は 1963 年、軍管区に西北、西南、東部、東南、中央、ラングーンの 6 地域本部、15 の党地区本部、党幹部を養成するための中央政治学学校を設置した。翌年 3 月 28 日に国家統一法が施行されると、同党を除くすべての政党・政治団体の活動が禁止された（中西　2008: 100）。国軍、革命評議会、計画党の議長は、ネウィンが兼務した。

クーデタで権力を握った革命評議会は、すぐに諸勢力に対話を呼びかけた。これには、ヤカイン共産党、カレン民族同盟、モン新党、カンレンニー進歩党、二つのビルマ共産党（CPB と BCP）、カレン革命評議会、カチン独立議会、国民民主団結前線が応じた。さらに革命評議会は、1963 年 10 月 28 日、革命評議会代表とカレン族武装勢力の代表は、国内平和に関して個別協議を行い、翌年 3 月 12 日に合意を見た。しかし、他の武装勢力との協議は難航した（ʊɜɔʊ 1972: 312-318）。

演説するネウィン（写真中央）
（Anonymous 1964: 5）

こうしたなかで、革命評議会は 1963 年 2 月 12 日、ロイコーで第 16 回連邦記念日の式典を開催した。そこで、ネウィンは、

> 団結は、連邦全体と連邦国民一人ひとりにとって、最も大切な事柄で、団結をたゆまず行うことが革命評議会の基本的目標である。全ての連邦国民がビルマ式社会主義の道に従い、民族や宗教を問わず、平等な機会と生活水準を獲得できてこそ、本当の団結を獲得できる。生活水準を向上させるように取り計らわねばならない（ibid.: 321）。

と指令を出した(24)。これを受けて、翌年マンダレーで開催された、第 17 回連邦記念日の式典に提出されたのが、『原住民族（タインインダー）問題に関する革命評議会の意見と所感（以下、意見と所感と表記する）』である（ibid.: 320-329）。

『意見と所感』の重要性は、民族問題に関する革命評議会の説明として、繰り返し参照された点にある。『意見と所感』を「原住民族たち（タインインダー・ルーミョウ・ミャー）に内面化させるため」、1965 年にパアンで開催された第 18 回連邦記念日には『原住民族たち（タインインダー・ルーミョウ・ミャー）の文化発展』という論文が公開された。その後も、「原住民族たち（タインインダー・ルーミョウ・ミャー）の文化的な発展、原住民族（タインインダー）労働者たちの団結、原住民族たち（タインインダー・ルーミョウ・ミャー）の団結発展を、連邦記念日のたびに、原住民族（タインインダー）代表たちが革命評議会、ビルマ社会主義計画党の代表たちと毎年協議した」とされる（ibid.: 333-334）。

２．「連邦国民は団結しているはずだ／べきだ」というイメージ

『意見と所感』は、ネウィン国軍大将の発言を編集したもので、全 97 ページの三部構成である。発行の目的は、中央政治学学校および連邦原住諸民族発展科学学校の教科書として使用するため、また計画党の内部で「連邦原住諸民族の団結に取り組む際、指針を示す」ものとして使用するためであった（ဖခင်ကြီး 1964: 5-8）。

第一部の「原住諸民族問題に関するビルマ式社会主義に基づいた革命評議会の意見」は、1962 年 4 月 30 日に発表された革命評議会の基本方針「ビルマ社会主義への道」から民族問題にかかわる記述の抜粋、第 16 回連邦記念日でのネウィン革命評議会議長による演説、国内和平会談で表明されたラカイン共産党に対するネウィン声明で構成される。第二部「原住諸民族問題に関する革命評議会の所感と解説」は、第 17 回連邦記念日でのネウィン議長演説、国内和平会談でカレン、カチン、チンなどの武装勢力代表に対して行われたネウィン議長の演説より構成される。第三部「社会民主主義統治体制における各原住民族の構造、担うべき役割に関して期待されること」は、計画党中央委員会による論文「社会民主主義」の解説ならびに、国内和平会談におけるネウィン将軍の演説からの抜粋である。

パンフレット『意見と所感』のなかで、特に強調されるのは、連邦国民は団結しているはずだ／べきだというイメージである。ビルマ社会主義計画は、連邦国民＝原住諸民族（タインインダー・ルーミョウ・ミャー）の団結が必要だと述べ、人種や信仰する宗教、話している言語に対する愛国心の優越性を説いた。「ミャンマー連邦の原住民族（タインインダー）はみな、アウンサン将軍のことば(25)通り、新しい愛国心を育まなければならない」として、「団結は連邦全体、および連邦市民一人ひとりにとって最も大切な問題であるため、団結を獲得できるように取り組むことが、私たちの基本目標」だとした。そして、「ビルマ社会主義への道」に則って、民族や宗教を問わない機会の平等や階級の平等を実現してこそ、「本当の団結」が実現すると強調した（ibid.: 11-19）。

原住諸民族（タインインダー・ルーミョウミャー）とは、いったい誰なのか。「『くに（タイン）』に元から暮らしている人」を原義とするこの語彙は、現代ミャンマーで国民の条件とされている（Cheesman 2017: 463–468）。第二部「所感」の（1）および解説によると、原住諸民族（タインインダー・ルーミョウ・ミャー）の起源は中央アジア高原部のモンゴル系民族集団とされ、揚子江と黄河流域の高地で誕生し、東から漢民族の圧力を受けて南下した集団だという。これを、「同じ腹から生まれた兄弟」、「家族」と表現している（ibid.: 33-34）。

『意見と所感』の中で、このモンゴル出自の集団は、さらに、モン＝クメール族集団（ルーミョウ・オウッスジー）、チベット＝ビルマ族集団、タイ族集団に大別される。モン＝クメール族集団は、最初にミャンマーへやって来た民族集団である。メコン川とサルウィン川に沿って南下し、一部はカンボジアとタイに至った。他方、西へ進みミャンマーに至った集団が、現在のモンタライン族（ルーミョウ）、ワ族（ルーミョウ）、パラウン族（ルーミョウ）、ミャウン族（ルーミョウ）とされる（ibid.: 36-37）。

チベット＝ビルマ族集団は、南下の際に 3 方向へ分かれて進み、それぞれ集団を形成した。第

一の集団が、チン＝カチン集団である。サルウィン川とブラフマプトラ川の間にある高い雪山を越えるのは困難だったため、アッサムを経てミャンマーに侵入した。まずチン族がチンドゥイン河流域から下流のベンガル湾まで到来し、後に西側の山脈に移動した。その後、遅れてジンポー族もミャンマーに到達したが、南方にある山々で既にチン族や他のチン系民族たちが暮らしていたため、カムティ高原を超えてンマイ川流域やミッチーナー北部のソンブラボン周辺に至った。シャン族の勢力が強かったため、それ以上は南下することができず、シャンの勢力が弱くなった 300 年頃、ミッチーナー、バモー、カター地域、および北シャンまで勢力を広げて、イギリスによる占領時まで南下を続けたとされる（ibid.: 36-38）。

第二の集団はビルマとプロトビルマ系集団（アヌウェ・オウッス）である。最も重要なのはビルマ族だとされ、エーヤワディー水系のンマイ川を南下してタガウン城市を建設し、のちに南部のサルウィン川へ向かって移動したという。ビルマ集団から、西に向かって現在のヤカイン族が分派、東に向かって現在のインダー族とパオ族が分派した。ビルマ族が南下すると、現在のカチン州で、ヤワン族、ラシ族、マル族、アツィ族が生まれたとされる。『意見と所感』のなかでは、山地に残ったプロトビルマ系民族と呼ばれている（ibid.: 38-39）。

第三の集団はロロ＝ムソー集団である。チベット＝ビルマ族集団のなかで、最東端の道に沿って侵入した。サルウィン川とメコン川に沿って南下して、ロロ族、リス（ヨーイン）族、ラフ＝ムソー族、モソー＝コー族が生まれた。リス族は、サルウィン川流域に沿って南下し、北部のプータオや、南部のミッチーナー、バモーへ広がった。リス族の習俗や服飾は、ビルマ族とは大きく異なるが、単語や文構造がよく似ているとされる（ibid.: 39-40）。

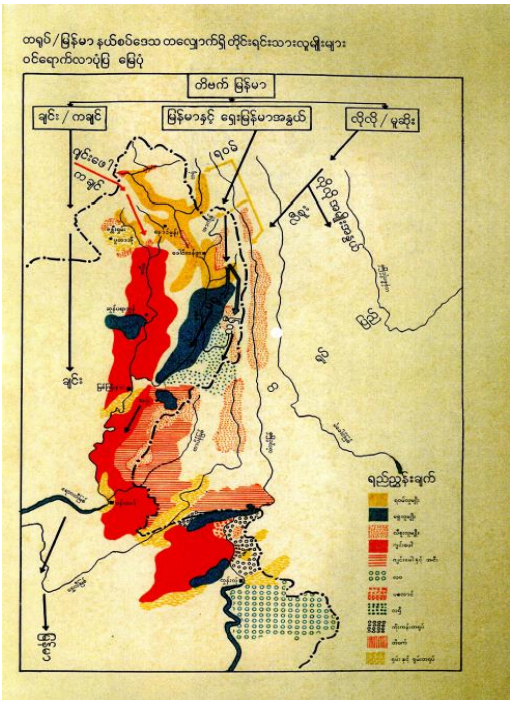

（図 3）パンフレット『意見と所感』で示される原住諸民族の移住図（ဖဆလ 1964: 97）

タイ＝シナ族集団については、シャン族がシュエリー川に沿って侵入、西北側にあるミャンマー北部とアッサムに広がった。南側へは、現シャン州やラオス、タイにまで広がった。彼らは西暦紀元前に、ミャンマーへ到達したと考えられており、6 世紀に勢力を拡大した。紀元前 93 年、シャンの第一波が到来し、シュエリー川に居住した。407 年に別集団が合流したが、のちに分派してアッサムでアホム朝を建てた。さらに 650 年、タイ族たちが南詔国を建国した。1253 年にモンゴル王クビライ＝ハンが南詔国を攻撃、占領したとき、すべてのタイ系民族たちが南下した。シャン州北部に到来し、1350 年にはアユタヤ朝を建国した(26)。カレン民族たちは、ビルマとモン＝クメール族集団の南下した 2 本の道の間を通って、ミャンマーに侵入したとされ、習俗や言語のアクセントは中国やシャンと似ているという（ibid.: 40-42）。

このような歴史的な説明を踏まえて、原住諸民族（タインインダー・ルーミョウ・ミャー）は団結しているはずだ、というイメージが各時代の出来事に照射される。例えば、シャンとカヤーがタイ王国と戦った際、モーニンとカヤーがビルマ側で参戦したことを挙げて、英領化以前はお互いが武器を使って激しく戦うようなことはなかったという。また、第三次英緬戦争でコンバウン朝のティーボー王(27)が捕縛された時、ティーボー藩王はじめとするシャンの統治者たちが、イギリスに対して反抗を呼びかけたことを事例に挙げて、イギリスによる植民地化に抵抗した歴史を強調している(28)（ibid.: 44）。

原住諸民族（タインインダー・ルーミョウ・ミャー）が古代から団結していたというイメージは、各民族の「連邦団結の精神」という言葉で表現される。例えば、シャンの「連邦団結の精神」で例示されるのは、1825 年 12 月の第一次英緬戦争中に起こったプロームの戦いである。バジドー王の弟が指揮してビルマ族兵士 2 万人以上、シャンの藩王たちが指揮してシャン族兵士 1 万人以上、合計 3 万人以上が三兵団に分かれて、プロームの戦いでイギリス兵士たちに抗戦した。その結果、イギリス帝国軍側は大将マグドゥワ率いるイギリス軍を圧倒し、プローム村内に退かせたという歴史を示す（「所感」の（3）および解説）（ibid.: 48-53）。

３．「連邦全体の利益」の追求

しかしながら、植民地化によって原住民族たちは分断されたと、計画党は続ける。イギリスはミャンマーを長期に渡って統治したため、それぞれの原住民族たちが団結できなかった。とりわけ、批判の的になったのは、分割統治政策である。ミャンマーが 1935 年に大英インド帝国から分離したとき、シャン州は付表地域として本土から分割された。植民地からの独立に際して、両者の統合を話し合うために開催されたパンロン会議では、テインニー藩王が開催に難色を示した。さらに、アウンサンがロンドンでミャンマー独立を話し合っている間に、一部の藩王たちがアウンサンはシャンの立場を代表していないと電信を送った。他方、イギリスはそもそもシャンに独立を与える意図はなく、たとえ譲歩した場合でも、ドミニオンの地位程度に留めておき、シャン州をビルマ州から独立させる意図があった（ibid.: 54-57）。このように、イギリスの分割統治政策と、これに協力した藩王たちによって、ミャンマーは分断されたと断罪する。

そして、この時に生じた亀裂が、独立後のミャンマーにも引き継がれたという。第二部「所感」の（4）および解説によると、

> 独立宣言のために、憲法規則を起草していた当時、お互いの不信感が募った。そのために、憲法規則には、
> （イ）第 10 条、独立 10 年目にシャン州が望めば、連邦離脱することのできる条項
> （ロ）人民院で、ソーブワー〔藩王〕代表 25 名を、選挙なしで自動的に議員として承諾する条項
> （ハ）首相が望まなければ、知事を閣僚から排除できる条項
> などが含まれてしまった（ibid.: 55-57）。

このように、国民国家創設時から、ミャンマーには亀裂が入っていたという歴史像が提示される。

ここから導き出される結論が、失われた団結を取り戻さなければならない、という主張である。このとき、原住民族たちの責務とされたのが、「連邦全体の利益」の追求であった。例えば、「所感」の第 6 には、以下のような記述が見られる。

> （6）そのように平等に集って国家を建設し、永久不滅で堅固な連邦全体の利益のために団結するのは、あらゆる人々にとって義務である。その際、例えば連邦全体の団結力、全国の経済・社会的課題には、人種や民族に関係なく、公共の利益のために協力することが求められ、得られた成果を私たちが最大限に享受する。（ဖခလ 1964: 69）

以上に対する解説のなかで、連邦を守護する国軍の重要性が強調され、外からやって来る危機から身を守るため、すべての民族が参加しなければならないと述べられている。植民地時代、「分割統治主義」に基づいて民族単位で編成されたライフル部隊が、国民統合を阻害した教訓を踏まえ、出身民族や地域で採用基準が偏らない軍、連邦防衛の任務を果たす軍、社会主義経済を守るための軍を組織すべきだと訴えている。

また、連邦全体の発展について、本土や州という枠組みに規定されない経済計画の必要性を説く。『意見と所感』によると、財政分配はシャン：カレン：カチン：チン：カヤーが、5:3:2:2:1の比率となるように行われている。しかしながら、国家全体が平等を目指すのであれば、仕事があれば州の大小や、人口の多少に捕らわれてはいけないといい、州と本土の区別を否定する（ibid.:72）。

> 州と本土などと分けない方が良い。予算を立てる際に、州がいくらで本土がいくらと言うのは、本土が〔州に対して〕慈悲を与えているようだ。私たちはこれぐらいだ、私たちはこれぐらい使う、余っているものはどうぞ貴方たちが受け取ってください、というようだ。本来、実現しなければならないのは、このようなものではない。国家全体の収入がいくらあるのか、どのような〔政府の取り組むべき〕諸課題があるのか、などを考えなければならない。例えば、カチン州で 1 つの課題に注力して取り組むべきなのであれば、それを実行する。（ibid.:72）

すべてを実行に移す資金力や、人的資源があるのが理想的だとしつつ、それが困難ならば、全体の計画に対して資金がどれくらいあるのかを考えなければならないとした。

もちろん、計画党も平野部に暮らす人々と、山岳地域に暮らす人々の間には、経済的な格差があることを認めている。この格差のために、経済的な平等を実現できずに、本土と辺境地域は分裂してしまったと述べ、今後は等しく補助を与えるという。この経済計画は、「連邦全体で行う経済計画」と、「地域に関連して民族ごとに行う経済計画」に分けられている。前者に関して、政府の収入は各州から集まった収入の合計でなく、連邦全体の収入として捉えるべきだという。その例として、シャン州の鉱物資源を挙げる。

> 例えば、ミャンマー連邦の工業を興すため、シャン州地域で鉄鉱を採掘し、鉄鋼場を作るとしよう。その鉄鋼場内における採掘作業や、鉄鋼場の建設に用いる投資について、すべての原住民族が責任を取らなければならない。財政、技術、労働力などに関して、全員が参加しなければならない（ibid.: 76-77）。

シャン州にある工場なので、自分たちとは関係ないと理解してはいけない、すべての人々が利益を享受するのであれば、苦しみもすべての人々が受け入れなければならないという。そして、原住民族すべての利益を発展させるために、社会主義経済を基本としながら、全員が団結して連邦全体を発展させる責任を負うとする。当然、これはフェデラルムーブメントで要求された地方分権とは相容れない。

いま一つの「地域に関連して民族ごとに行う経済計画」に関して、「所感」の第 7 で挙げられているのは、文学、話している言語、国民（アミョーダー）文化、信仰している宗教、従っている習俗習慣に関する政策である。これについても、諸民族独自の実践で他の原住民族たちや全体が被害を受けることは避けるべきだ、と計画党は釘を刺す。例えば、「所感」の第 8 には、

> （8）しかし、そうした個別の実践が、連邦全体が最も必要としている団結を脅かす可能性があるのであれば、〔それは〕絶対に避けるべきである（ibid.: 80）。

という記述がみられる。「国家が部分要素へ分解されてしまう問題、竹束が解けてしまうような問題、バラバラになってしまう問題を非常に懸念しており」、連邦離脱を絶対に容認できないという。そして、自分の利益ばかりを追求するのではなく、全体を見渡して、皆が平等に話し合うことが重要だとされる。

> 我々はともに暮らしているからこそ、やっていくことができる。分かれてしまったら、やってはいけない。絶対に不可能である。シャンはシャンの枠組みに沿って、さらに、ヤカインや、カチン、カレンも分離するのであれば、竹束が解けるように、すべからく災難が

もたらされる。誰も回復させることはできまい。ミャンマーは一体どれぐらい残るのだろうか。・・・（中略）・・・シャンの中には、パオ、イコ、リショ、ラフ、ムソー、ワ、パラウンという人々が存在する。カチンにも 6 種のサブグループがいることが知られている。彼らをさらに分けると 90 種、さらには 100 種類ともいわれる。チンでも 4、5 種類はいる。したがって、例えばシャンを分離させてしまうと、シャンの中に住むパオも分離させねばならない、ということになってしまう。だが、革命評議会が立案した制度では土地を分ける必要がない。経済において、自分で経済計画を立てられるならば実行し、できないのであれば残りの人々が助けてやるのだ（ibid.: 80-84）。

この記述には国家が分裂することに対する計画党の危機感が表れている。全体を踏まえて、皆が平等になるように協議して決める必要性を強調し、連邦からの離脱については強く否定する。

計画党の記述によると、現代社会において世界経済が関連し合っているように、国内もまた関係し合っている。そのため、自分たちの利益ばかりを追求することを戒め、大局的な視野を持つ必要があるという。

誰であっても、多数の利益を基本としなければ、自己利益だけを優先してしまうものである。ある民族が、自分の地域や自民族の経済的利益だけを、全体の問題から切り離して、見てしまうというような欠点がある。例えば

（イ）ある民族が、自分と関わりのある文学や文化習慣などを実践するとき、自分の同胞であるはずの民族を傷つけること
（ロ）宗教を軽視したり、宗教的な紛争が起こるように行動すること
（ハ）民族を、相互に反目させるように行動すること
（ニ）自民族こそがすべて、というような考えを強く持ちながら行動すること
（ホ）みんなで集まってやるべきことに参加しないこと
（ヘ）個別自由に実践することを主目的として、他の民族を傷つけて苦しみを与えること（ibid.: 83-84）

このように、「地域に関連して民族ごとに行う経済計画」は、「連邦全体で行う経済計画」と並立するものだというが、個別の利益追求によって、全体の利益を損なってはならないと強調する。したがって、計画党の記述に従えば、「地域に関連して民族ごとに行う経済計画」であっても、「連邦全体の利益」が前提になる。

「連邦全体の利益」を追求するため、『意見と所感』の第三部では、「社会民主主義統治体制における各原住民族の構造、担うべき役割に関して期待されること」について二つを挙げる。一つ目は「社会民主主義において人民が手にする民主的な権利」に関わるもので、国民の団結と、社会民主主義の建築を標榜する。労働者階級の権利として、自由に発言する権利、自由に筆記する権利、自由に結社して討議を行う権利、自由に批判する権利、自由に示威行為を行う権利、自由に行動する権利などを、「社会民主主義における諸権利」として認めている。ただし、これには「社会主義に則った人間組織を破壊したり、破壊を試みたりするようなルールなき『自由権』や、搾取的な制度を支援、または実行する『自由権』を認めない」という限定が付く（ဖခေါ 1964: 89）。

二つ目は、「各原住諸民族の組織体制、参画しなければならない場面などに関する希望」に関わるもので、自治権の保障に言及している。まず、

将来、革命評議会が目標を立てた社会民主主義の形態では、彼の土地、自分の土地などと言って、土地所有権を争う必要はない（ibid.: 89-90）。

と述べた上で、自分自身が暮らす地域では、その経済、安全保障、統治、司法に関する権利を有するという。特に司法に関しては、各地域で民族ごとに受け入れられている慣習に従うべきだとされ、ビルマ族に対する重大犯罪は事案の発生した地域における通常犯罪として、土着の

法慣習によって裁かれるべきだとする。一方で、連邦制の運用については、各国の実情に合わせるべきだという。例えば、ロシアには州が置かれているが、中国には自治区のみが設定されている。このように自分たちの状況に合わせた制度設計が必要あると語られた（ibid.: 91-96）。

４．「連邦全体の利益」の名のもとで矮小化されたフェデラルムーブメント

それでは、フェデラルムーブメントで提示された要求は、国軍体制下においてどう解釈されたのか。1972 年に刊行された『25 回目の連邦記念日を祝して出版されたパンロン会議略史（以下、パンロン会議略史と表記する）』は、フェデラルムーブメントを国民統合の失敗として描く。その記述によれば、戦後、藩王たちの権力が肥大化しているという批判に遭った。これに反発した藩王たちは、政治の不安定化や経済の悪化を好機と捉え、「偏狭な民族派閥主義」を用いて連邦の崩壊工作を始めたとされる。その根拠とされているのが、マインイェ会議である。さらに、藩王たちは 1961 年 6 月にタウンジー会議で「フェデラル原則」を提示し、その実現のために連邦分離権の行使も辞さない態度を採り、諸州団結評議会を組織した。そして、「封建勢力たちによるタウンジー会議が、連邦の国力を低下させる新州創設を承認した」と説明される（ꩻꩍꩌ 1972: 301-304, 306-307）。こうして藩王たちは、反政府活動の首謀者とされた。

このように、諸方面から政治的な圧力を受けて、ウー・ヌ政府はフェデラルムーブメントに対処せざるを得なくなり、「連邦セミナー」を開催したとされる。そして、「意見の食い違い、平和に対する脅威が生じて、国民の団結はさらに崩壊するに至った・・・（中略）・・・原住民族の国民の命、血、汗によって打ち立てた連邦を破壊する危険を避けるため、国民の利益を鑑みた国軍が、1962 年 3 月 2 日明け方に革命評議会を組織して、国家権力を預かることになった」という（ibid.: 308-309）。こうして、フェデラルムーブメントは「国家崩壊の危機」とされ、国軍クーデタの正当化が図られた。

まとめると、計画党のパンフレット『意見と所感』は、国軍による民族団結に関する表象として重要である。とりわけ強調されたのが、モンゴル系民族に出自を持つ原住民族が、団結しているはずだ／べきだというイメージであり、それは歴史表象にも投影された。一方でこの裏返しとして、歴史叙述の中で、1950 年代の政治状況は、国軍が対処すべき国家崩壊の危機として描かれた。

おわりに

フェデラルムーブメントにおける議論の大枠を示した『シャン州勧告書』の内容から見えてくるのは、1947 年憲法で形作られた中央集権的な体制を修正し、多様性に富んだ社会を統合させようとする努力である。連邦制は多様な文化、言語、そして政治制度のある地域で、一定の自治権を認めることと引き換えに、中央集権化を目指すものである。フェデラルムーブメントを通じて、地方格差に問題意識を持つ活動家たちが要求したのは自治権であった。各地方の政治家たちは、政治・経済の地方格差という側面から、中央集権的な国家構造に再考を促した。これは、少数民族の代表たちが正当な手続きを踏んで行ったものであり、崩壊としてではなく、統合に向かって取り組んだ運動であったとみるべきであろう（Samara Yawnghwe 2013: 221-228）。それにも関わらず、ミャンマーでは「連邦制」を望むこと自体が、分離主義者あるいは「連邦の破壊者」として長らく異端視された。

国軍体制下のミャンマーで、国家はみずからを構成する「同胞」として原住民族（タインインダー・ルーミョウ）を位置づけ、その原住民族たちが「連邦全体の利益」の名のもとで団結しなければならないと説いた。さらに、国軍主導の中央主権制を正当化するために、フェデラルムーブメントを批判した。計画党は、これを視野狭窄に陥ったシャン民族出身の藩王たちの分離独立を狙った「連邦破壊工作」として描いた。それによって、「連邦全体の利益」を守るという大義を掲げながら、国軍を崩壊の危機に瀕した国家統合の守護者として位置づけた。

今後、フェデラルムーブメントに参加したのが誰で、どういった背景のもと、何に問題意識

をもっていたのか、一つずつ丁寧に明らかにする必要がある。当然ながら、その際には、彼らの主張も相対化されなければならない。本稿でもフェデラルムーブメントを部分的に紹介したが、もともと藩王統治体制に批判的であった活動家たちの思い描く「自治」と、英領時代の統治体制を理想化する傾向にあった藩王たちの思い描く「自治」が、完全に一致していたとは考え難く、さらなる検討が必要である。今後の課題としたい。

付記　本論稿は 2022 年 5 月 14 日、2022 年度ビルマ研究会において発表したものが基本となっている。発表の際、貴重な助言をくださった方々、および匿名査読者に厚くお礼申し上げる。なお、本研究の一部は、公益財団法人三島海雲記念財団より学術研究奨励金を受けたものである。ここに記して感謝の意を表す。

注

(1) 本稿では定訳がある場合を除き、国家名としてミャンマー、民族名としてビルマ族、言語名としてビルマ語を用い、必要に応じて日本語訳にルビを付す。

(2) 1916 年にニャウンシュエで生まれたティンエーは、タウンジーのバプティストミッショナリースクールを経て、ヤンゴン大学でビルマ語を専攻した。大学在学中の 1938 年、ニャウンシュエで「ひかりの図書館」を開設し、シャン地域で啓蒙活動を行っている。大学卒業後は大学院に進学したが、第二次世界大戦が勃発すると、「ひかりの図書館」の他メンバーらとともに、ミャンマーへ侵攻した日本兵有志と元ヤンゴン大学学生同盟委員長コー・バジャンをはじめとするナショナリストたちが 1942 年上半期ごろに設立した大衆組織の東亜青年連盟（アーシャ・ルーゲー）へ加わった。1946 年、東亜青年連盟に加わったシャンのメンバーらとともにシャン州自由連盟の結成に関わり、1947 年 2 月 12 日に結ばれたパンロン協定では、シャン平民代表して署名者に名を連ねた。ビルマ独立後は政治活動から退いて、ヤンゴン大学翻訳出版局や当時のビルマ語コミッション（現ミャンマー語委員会の前身）の要職を歴任している。また、1971 年に革命評議会が招集した憲法草案策定のメンバーも務め、1978 年には第二次人民議会の代表に選出された（1995 年 10 月 16 日、タウンジーにて病没）（ဇာဏ်ဦး 2020: 177-184）。

(3) 本稿では、同憲法について（မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြုလွှတ်တော် 2015）に依拠している。ただし、この中に含まれていない別表と邦語への訳出に際しては（矢野 1968）も参照した。

(4) 1947 年憲法では、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を定めている。ただし、公用語をビルマ語と定め（英語の使用も認めていた）、信教の自由を認めつつも、仏教を「国民の最大多数が信仰するところの名誉ある特別な大宗教」と位置付けて、他にイスラム教、キリスト教、ヒンドゥー教、精霊信仰を国内に存する宗教として認めていた。このことから分かるように、人口の多数派を占めるビルマ語話者の仏教徒を強く意識したものになっている（cf. 奥平 2014）

(5) パオは、現在のシャン州、カレン州、そしてモン州で暮らし、カレン語系の言語を話す人々である。その大半はシャン州南東部の高原と山地に住み、上座仏教を信仰する。伝説によると、紀元前 7 世紀頃、パオの祖先はサルウィン川下流のタトン（現在のモン州にあたる地域）周辺に王国を築いた。しかし、11 世紀にビルマ系のパガン王朝に滅ぼされ、パオの一部はシャン高原に移住した。パオの自称は、モンの旧称である「タライン」である。現代ビルマ語で「森の人(タウンドゥー)」と呼ばれることもあるが、これは蔑称とされる（吉田 2000: 502）。

(6) 民族統一戦線は、与党ファシスト人民自由連盟や社会党に対抗して、1955 年 12 月 18 日に結成された。タキン・チッマウンとタキン・ルウィンが率いる農工労働者党、タキン・ティンとバマウンが率いる我らビルマ人協会（後に人民民主党と改称）、アウンタンが率いる人民平和会、テインペーミンとトゥンセインが率いる人民団結党、エーマウン率いる公正党、ビルマ労働者協会本部、農民団結協会、人民青年会、バマー・ムスリム会議などが結集し、平和や民族独立の鼓舞、民主主義の促進などを目標に掲げた。国軍クーデタ後の 1964 年、「民

族団結を護持する法」に基づいて解党された（ဝင်းတင့်ထွန်း 2013: 122-124）。

(7) 憲法で規定された藩王制をめぐっては、藩王制の廃止を求めるシャン州自由連盟やパオ民族機構と、当事者である藩王たちの間で、独立直後からシャン州議会で激しい論争が展開された。1952 年 10 月 25 日、シャン州知事であったモーメイ藩王サオ・クンチョーは、将来的にシャン州における藩王制を廃止すると表明した。しかし、これはシャン州憲法を制定し、時機が整った後に実現するという条件が付いた（မြဟန့်, သိန်းလှိုင် 1991: 207-281）。結局、藩王制の廃止が実現したのは、1959 年 4 月 24 日であった。

(8) 1947 年憲法の第 9 章第 3 節で設立が留保されたカレン州は、1951 年の憲法改正によって正式に設立された。このとき、カレンニー州はカヤー州へと改称された（1952 年施行）（矢野 1968: 217-220）。

(9) パラウンは、現在のシャン州やカチン州南部に暮らし、モン＝クメール系言語を話す人々である。自称はタアンであるが、ビルマ語ではパラウンと呼ばれ、シャン語では「山の人(クンロイ)」あるいは「山のタイ(タイルウェ)」と呼ばれている。歴史的に、シャン地域の少数民族として、パオはシャンの藩王たちに支配されることも多かったため、シャン文化を多く吸収している。19 世紀のシャン州北部には、ナムサンを中心とするタウンバイン藩王国が存在し、近隣のビルマ王朝と朝貢関係を保っていた。タウンバインは丘陵地帯に位置しており、その地形を利用した茶の栽培が有名である（高谷 2000: 530）。

(10) 本稿では、チン政治史家、民主活動家として著名なリアンモンサコン氏が編纂した資料集（ဆလိုင်းလျန်မှန်း နှင့် စိုင်းမော်(ရှ) 2015）に収録されたものを参照している。本稿執筆時点で、筆者はまだ『シャン州勧告書』の原本を確認できていない。なお、Online Burma / Myanmar Library 上で、サオ・シンガ氏による英語訳が公開されている。https://www.burmalibrary.org/sites/burmalibrary.org/files/obl/docs23/THE_SHAN_FEDERAL_PROPOSAL-en-red.pdf （最終アクセス日 2024 年 1 月 20 日）

(11) ダヌは、ビルマ語の方言（通常、チベット＝ビルマ語族の諸ビルマ語と分類される）を話し、現在のシャン州と地方域の間で暮らす人々である。主に、シャン州側のマインロウン、ヤッサウ西部や、地方域側のマインロウン、マンダレー、メイミョー、チャウニ、そして両地域の中間地点にあたるピンダヤ、プウェラ、ユワガンなどに居住する。人口の多くが仏教徒である。ビルマ族だけでなく、シャン文化やシャン語の影響を強く受けており、『ミャンマー百科事典』（第二版、1971 年発行）は、「ダヌ族たちは、シャンとミャンマーの両社から派生した子孫であると考えられる」と記述している（မြန်မာနိုင်ငံဘာသာပြန်စာပေအသင်း 1971: 351）。

(12) 南方特別留学生とは、アジア・太平洋戦争中の 1943 年から 44 年にかけて、日本政府が対日協力者を育成するために東南アジア諸地域から招聘した 205 名の留学生を指す。この第一期生であったトゥンミンは、昭南特別市（現在のシンガポール市）を経由して、43 年 6 月 28 日に来日した。来日してしばらくは、国際学友会日本語学校で日本語や日本文化に関する教育を受け、翌年 4 月から宮崎農林専門学校に通った。しかし、教授内容に不満を抱き、同じくビルマ出身の留学生マウンニュンとともに脱走事件を起こしている。その後の約三か月を東京のミャンマー大使館で過ごし、45 年 4 月に京都帝国大学農学部に再入学した。戦後、南方特別留学生事業の停止に伴い、45 年 9 月 23 日に横浜港よりミャンマーへ帰国した（江上 1997: 5, 54-60, 84-97, 220; ထွန်းမြင့် 2016: 136-160）。

(13) ボーダタウン（The Vanguard）紙は、1958 年 8 月 1 日に発行を開始した日刊紙である。発行者はヨミンジーカンパニー、出版地はヤンゴン、価格は一部 25 ピャーであった。政治家や作家として著名なテインペーミンが編集長を務め、編集委員にはココレーやテインリンたちが名を連ねた。1963 年 9 月 11 日、政府によって接収された（တက္ကသိုလ်ထင်ကြီး 1992: 469）。

(14) 『シャン州勧告書』 に記載されている憲法準備委員会メンバーは、サオ・クンアウン、ウー・メ、サオ・ユッマイン（以上、シャン州諸原住民族団結連盟代表）、サオ・シュエタイ、サオ・マンパ、サオ・チャサイン（以上、藩王代表）、サオ・シュエモウン、サンミャ、トゥンオン、（以上、シャン州団結連盟代表）、トゥンエー、カム、アウンタン（以上、全シ

ャン州連盟代表）、ルン、ソーマウン、チッウー（以上、インレー団結連盟機構代表）、ピュー、フラペ、チョーセイン（以上、パオ民族機構代表）、トゥンペー、クンティー、タウンジー・トゥンミン、クンナウン、リヤウン（以上、独立個人）、サオ・マンパ、チャープ、バニャン、サオ・トゥンエー、クンサンミャ、サオ・チョーガウン、サオ・セーホウン（以上、拡大構成員）であった（ဆလိုင်းလျန်မှန်း နှင့် စိုင်းမော(နှ) 2015: 96-97）。

(15) シャンとは、ミャンマーでタイ系言語を話す人々に対して用いられる呼称である。彼らはミャンマー北部、東部を中心に定着しており、人口は 290 万人程度と推定されている。シャン内部にもサブグループが多数存在し、多様性に富むが、全体として居住地域は塊上で相互間のコミュニケーションも可能であり、一つの文化圏を形成している（高谷 2008: 192-193）。

(16) 第 23 条　（1）本条に反しない限り、経済に関する諸事項において、私有財産権及び私的創作権があることを国家は保証する。（2）私有財産を利用する権利は、何人であっても、国民の利益を損ねる形で用いてはならない。（3）価格を統制し、市場を独占するために組織された、または国家経済を破壊するカルテル、シンジケート、トラストなどの私的独占組織は禁ずる。（4）国家は国民の利益のために必要な場合、所有者に対して、いかなる事柄で、いかなる程度の保障をすべきかを規定した法律に則って、私有財産を制限することができる。または、接収することができる。（5）前項に規定する条件に反しない限り、国民の利益にとって必要な場合、国家経済に関する個々の部門および私企業を、国家は法律の定めるところによって、国有化することができる。あるいは、国家のために接収することができる（မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြု လွှတ်တော် 2015: 7-8; 矢野 1968: 85, 161-162）。

(17) 第 93 条　連邦立法事項表で森林、鉱山、油田、鉱業開発に関する裁定権があるため、連邦国家により行使される権限は、森林、鉱山、油田の採取・開発、利用の許可、またはライセンスや権限を発給する前に、その発給機関は関連する州に対して任命されている連邦政府の閣僚〔州大臣のこと〕と協議しなければならない（မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြု လွှတ်တော် 2015: 29; 矢野 1968: 105, 177）。

(18) 第 122 条　本憲法の規定に反しない限り、連邦国家の行政権は以下の事項に及ぶ。（1）議会が法律を制定することのできる諸事項　（2）連邦国家外で組織され、連邦政府の同意によって連邦に駐屯している、または連邦国家の管轄下に置かれた軍隊を、そのための条約または協定に含まれる規定に従って統括すること（မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြု လွှတ်တော် 2015: 40; 矢野 1968: 113, 183）。

(19) 第 219 条　木材伐採地と採鉱地、森林、河川、漁場、鉱物、石炭、石油、その他の鉱油、すべての潜在エネルギー、その他の天然資源は、連邦国家が採取・開発する。しかし、連邦国家の利益のため、議会の制定法が定める特定の例外や規則に反しない限り、連邦国家は上記の資源の採取・開発、あるいは利用する権利を、連邦国民に付与することができる。または、連邦国民が最低 60 パーセントの資本を所有する会社、あるいは団体に付与することができる（မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြု လွှတ်တော် 2015: 70; 矢野 1968: 140, 204）。

(20) 第 222 条　（1）前後の語句の意味を踏まえて解釈する必要がなければ、本憲法で以下の語句は、ここにそれぞれ付与する意味をもつ。すなわち、「ミャンマー国(ピー)」、「ミャンマー国(ナインガン)」、「ミャンマー国(ナインガンドー)」は、1935 年ビルマ統治法に含まれる意味と同じである。「現行法」とは、法律、条令、命令、細則、規則、規定を制定する権限を有する立法府、機関、または人物が、この憲法の施行前にミャンマー連邦に含まれる領域で制定した法律、条令、命令、細則、規則、規定を指す。「ソーブワ」あるいは「ソーピャ」とは、疑義が生じた場合に、大統領が関連する世襲規則に従って承認する者を指す。「連邦構成単位」とは、（イ）ビルマ連邦の構成要素の 1 つとして含まれる州、（ロ）いずれの州の一部に含まれないミャンマー連邦上にある残りの領域すべてを指す（မြန်မာနိုင်ငံ တိုင်းပြည်ပြု လွှတ်တော် 2015: 70-71; 矢野 1968: 141, 205）。

(21) 『シャン州勧告書』では、独立以前における国家や領域の名称として「ビルマ(バマー)」、独立後の国家名称には「ミャンマー」が用いられている。また、「本当の連邦制」の原則に

従って設置されるべき「ビルマ州」については、「ビルマ(バマー)」と「ミャンマー」の両方が混用されており、明確に使い分けられていない。なお、州に相当する語彙について、1947 年憲法中では「国家の土地、領域」を意味する「ピーネー」で呼ばれているが、『シャン州勧告書』ではこれ以外に「国家、くに」を意味する「ピー」という語彙も多用されている。

(22) 第 96 条　（1）本憲法の別表第 4 に列挙される財源から得られるすべての税収は、これを徴収し、あるいは収受する州の収入を構成する。（2）前項の規定により、州のものとなるものを除き、すべての税収は連邦の税収に含まれる。（例外）ただし、連邦は、そのために任命される委員会その他の機関の勧告にもとづいて必要であると決定するときは、連邦構成単位の収入を補助するための交付金、あるいは補助金を連邦収入から歳出することができる（မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြု လွှတ်တော် 2015: 30; 矢野 1968: 107, 178）。

(23) なお、シャン州案を提出するに至った経緯を記した第 1 章、ならびに第 2 章において、主語は「シャン族」となっているのに対し、政治・経済的な不満を憲法条文に照らして述べた第 3 章と第 4 章は、「シャン州」が抱えている問題として記述されている点には注意が必要である。両者の隔たりに関して明確な説明はないが、シャン州案はあくまでも、シャン州政府が提出したものであり、これを民族間の格差として捉えていたわけではないと推察される。

(24) 1963 年の第 16 回連邦記念日の式典、および翌年の第 17 回連邦記念日の式典は、国家による民族表象や歴史認識を検討するうえで重要である。政治的な要請によって、ミャンマーに住む民族をいかに把握すべきなのか、「科学的」な検討が始まったからである。「原住民族(タインインダー)が互いに易しく学べて、かつ、原住民族(タインインダー)の意見で編纂された原住民族(タインインダー)たちの文化に関する本というのが、今とくに求められている。そうした必要性が、1964 年 2 月 12 日の連邦記念日に出席した原住民族(タインインダー・ルーミョウ)の代表者会談で明らかになった」とされる（မဆလ 1968: 12）。これを契機として、大学関係者たちと計画党によって民族調査・研究が行われ、ビルマを除いたカチン、カヤー、カレン、チン、シャン、ヤカイン、モンの八主要民族の民族誌が出版された。

(25) ここでは、「ビルマ社会主義への道」が引用される。「ビルマ社会主義への道」は、1946 年 1 月 20 日にアウンサンが反ファシスト人民自由連盟で行った演説を引用している。

(26) タイ語年代記では、アユタヤ朝の建国は 1351 年とされている（cf. 飯島・石井・伊藤 1999：161）。

(27) ティーボー王（1859－1916）は、ビルマ系最後の王朝であるコンバウン朝の国王であり、その名前は幼少期にティーボー藩を食邑としていたことに因む（မြန်မာနိုင်ငံဘာသာပြန်စာပေအသင်း 1973: 127）。この後で言及するティーボー藩王は、サオ・クンセン（1866－1902）であり、両者は別人物である。文末脚注 28 も参照。

(28) この記述の参照元として、国内和平会談におけるネウィンの演説が挙げられているが、史実とはやや異なる。コンバウン朝の陥落後、イギリスへの反抗を呼び掛けたのは、ティーボー王の異母兄弟であるミンザイン王子であり、これにテインニー藩王セン・ノーパの息子サオ・ノモンたちが応じた。ミンザイン王子はサオ・ノモンを、当時、藩王が空位であったティーボー藩の指導者に任命した。しかし、ティーボー藩王家のサオ・クンセン（シャン州南部で別に生じた反乱に対する討伐軍への不参加や、コンバウン朝から課された税の貢納を拒否したことを理由に囚われていた）が、コンバウン朝の王都マンダレーから自藩に戻ると、サオ・ノモンを追い出してティーボー藩王位に就いた。サオ・クンセンはミンザイン王子の反英闘争には加わらず、英国を内政統治の後ろ盾として用いた。後に、大英インド帝国勲章の一つであるコンパニン（CIE）を授与されている（Aung Tun Sai, 2009: 131-134, Scott and Hardiman 1901: 223）。

引用・参考文献

和文文献

飯島明子・石井米雄・伊東利勝　1999「第 6 章　上座仏教世界」石井米雄・桜井由躬雄（編）『新版世界各国史 5　東南アジア史 I』東京：山川出版社。
五十嵐誠　2015「第 6 章　少数民族と国内和平」工藤年博（編）『ポスト軍政のミャンマー–改革の実像』千葉：アジア経済研究所、157–182 頁。
岩崎美紀子　1998『分権と連邦制』東京：ぎょうせい。
江上芳郎　1997『南方特別留学生招聘事業の研究』東京：龍渓書舎。
大野徹　1971「資料・研究ノート　ビルマ国軍史（その 3）」『東南アジア研究』8 (4)、534-565 頁。
奥平龍二　2014「研究ノート　現代ミャンマー世俗国家の特質について－新憲法（2008 年）の「宗教関連条項」および「前文」を中心に」『東南アジア歴史と文化』43、69-86 頁。
菊池泰平　2022「ミャンマー公定史におけるパンロン民族団結史像の形成–シャン政治家トゥンミンの著作はいかに利用されたか–」『東南アジア研究』59 (2)、290-320 頁。
高谷紀夫　2008「シャン」桃木至郎ほか（編）『東南アジアを知る事典』東京：平凡社。
――　2009「パラウン」綾部恒雄（監修）『世界民族事典』　東京：　弘文堂。
中西嘉宏　2009『軍政ビルマの権力構造 –ネー・ウィン体制下の国家と軍隊 1962-1988』　京都：京都大学学術出版会。
矢野暢（訳編）　1968「史料第 7　ビルマ連邦憲法」『タイ・ビルマ現代政治史研究–史料集纂』京都：京都大学東南アジア研究センター、79-221 頁。
吉田敏浩　2000「パオ」綾部恒雄（監修）『世界民族事典』東京：弘文堂。

欧文文献

Cheesman, Nick 2017 “How in Myanmar ‘National Races’ Came to Surpass Citizenship and Exclude Rohingya.” Journal of Contemporary Asia. 47(3): 461–483.
Henri-André Aye 2018 (2009) The Shan Conundrum in Burma. North Charleston, S.C.: Book Surge.
Samara Yawnghwe 2013 Maintaining the Union of Burma 1946-1962: The Role of the Ethnic Nationalities in a Shan Perspective, Bangkok: Institute of Asian Studies, Chulalongkorn University.
San Nyein, U and Myint Kyi, Daw 2006 Myanmar Politics 1958-1962 Vol.4, Yangon: Myanmar Historical Commission.
Sanda, Sao 2017 Great Lords of the Sky: Burma’s Shan Aristocracy, Asian Highlands Perspectives 48.
Scott, J. George; and Hardiman, J. Percy. 1901. Gazetteer of Upper Burma and the Shan State: Vol. 5, New York: AMS Press.
Silverstein, Josef 1958 “Politics in the Shan State: The Question of Secession from the Union of Burma,” The Journal of Asian Studies. 18 (1): 43-57.
Taihei Kikuchi 2018 “Shan Sawbwa’s Requirements in the Independence Period of Burma/Myanmar (1945–1947),” The Journal of Tai Studies. 2: 101–118.
Tzang Yawnghwe, Chao 1987 The Shan of Burma: Memoirs of a Shan, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.

緬文文献

ကျော်ငြိမ်း ဦး 2020 ပင်လုံညီလာခံ နှင့် ပင်လုံသဘောတူညီချက် လက်မှတ်ရေးထိုးသူများ အတ္ထုပ္ပတ္တိ［パンロン会議とパンロン合意に署名した者たちの人物史］ရန်ကုန် : Bagan Princess Publication။
ကျော်ဝင်း ဒေါက်တာ 2016 ဒီမိုကရေစီဖက်ဒရယ်ပြည်ထောင်စုနိုင်ငံ တည်ဆောက်ခြင်း［民主的な連邦国家の建築］ရန်ကုန် : ခေတ်ပြတိုက်စာပေ။
ဆလိုင်းလျန်မှန်း နှင့် စိုင်းမော(နှ) 2015 ပြည်ထောင်စုစစ်စစ်မှ : ၁၉၆၂ အာဏာသိမ်းမှုကို ဖြစ်ပေါ်စေသည့်

ဖက်ဒရက် လှုပ်ရှားမှု မှတ်တမ်းများ ［本当の連邦制：1962 年政変を引き起こしたフェデラルムーブメントに関する諸文書］ ရန်ကုန် : ပန်းဝေဝေ စာပေ။

တက္ကသိုလ်ထင်ကြီး 1992 မြန်မာနိုင်ငံ သတင်းစာများအညွှန်း (ဒုတိယတွဲ) ［ミャンマー新聞の解説　第 2 巻］ ရန်ကုန် : စာပေဗိမာန်။

ထွန်းမြင့် ဦး (တောင်ကြီး) 2013 ဖက်ဒရယ်မှုဆိုတာ ဘာလဲ ［連邦とは何か］ ရန်ကုန် : နေရီရီစာအုပ်တိုက်။

—— 2016 ရှမ်းနိုင်ငံရေးသမားတစ်ဦး၏ သဲတစ်ပွင့် အုတ်တစ်ချပ် (နိုင်ငံရေး အတွေ့အကြုံများ) ［あるシャン政治家の砂一つ、レンガ一つ］ ရန်ကုန် : လောကသစ်စာပေ။

မဆလ (မြန်မာ့ဆိုရှယ်လစ်လမ်းစဉ်ပါတီ ပါတီစည်းရုံးရေး ဗဟိုကော်မီတီ ဌာနချုပ်) ［ビルマ社会主義計画党党組織中央委員会］ 1964 တိုင်းရင်းသား လူမျိုးများအရေး နှင့်ပတ်သက်၍ တော်လှန်ရေးကောင်စီ၏ အမြင်နှင့်ခံယူချက် ［少数民族たち(タインインダー・ルーミョウ・ミャー)問題に関する革命評議会の見解と考察］ n.p. : မြန်မာ့ဆိုရှယ်လစ်လမ်းစဉ်ပါတီ။

—— 1968 ပြည်ထောင်စုမြန်မာနိုင်ငံ တိုင်းရင်းသားယဉ်ကျေးမှု ရိုးရာဓလေ့ထုံးစံများ : ရှမ်း ［ミャンマー連邦共和国　原住民の文化と習俗：シャン］ n.p. : မြန်မာ့ဆိုရှယ်လစ်လမ်းစဉ်ပါတီ။

——1972 ၂၅ကြိမ်မြောက် ပြည်ထောင်စုနေ့ကို ဂုဏ်ပြုထုတ်ဝေအပ်သော ပင်လုံညီလာခံ သမိုင်းစဉ်အကျဉ်း ［25 回目の連邦記念日を祝して出版されたパンロン会議略史］ n.p. : မြန်မာ့ဆိုရှယ်လစ် လမ်းစဉ်ပါတီ။

မြဟန် ဦး, သိန်းလှိုင် ဦး 1991 ၁၉၅၈-၁၉၆၂ မြန်မာ့နိုင်ငံရေး စတုတ္ထတွဲ ［1958 年から 1962 年のミャンマー政治　第 4 巻］ ရန်ကုန် : တက္ကသိုလ် ပုံနှိပ်တိုက်။

မြန်မာနိုင်ငံတိုင်းပြည်ပြုလွှတ်တော် ［ミャンマー国制憲議会］ 2015 ပြည်ထောင်စုမြန်မာနိုင်ငံ ဖွဲ့စည်းအုပ်ချုပ်ပုံ အခြေခံဥပဒေ (၁၉၄၇ ခုနှစ်) ［ミャンマー連邦国憲法（1947 年）］ မန္တလေး : နွဲ့ဝေစာပေ။

မြန်မာနိုင်ငံဘာသာပြန်စာပေအသင်း ［ミャンマー翻訳文学協会］ 1971 မြန်မာ့စွယ်စုံကျမ်း : အတွဲ ၅ ［ミャンマー百科事典　第 5 巻］ ရန်ကုန် : စာပေဗိမာန်။

S.N.L.D (ရှမ်းတိုင်းရင်းသားများ ဒီမိုကရေစီအဖွဲ့ချုပ်) 2013 ရှမ်းတိုင်းရင်းသားများ ဒီမိုကရေစီအဖွဲ့ချုပ် (S.N.L.D) နိုင်ငံရေး ဖြတ်သန်းမှုသမိုင်း (၁၉၈၈-၂၀၁၃) ［シャン諸民族民主連盟（S.N.L.D）の政治経過の歴史］ ရန်ကုန် : ရှမ်းတိုင်းရင်းသားများ ဒီမိုကရေစီအဖွဲ့ချုပ်။

ရွှေအုံး ဦး (ညောင်ရွှေ) 2014 မပြိုကွဲနိုင်သော ပြည်ထောင်စုကြီး ［崩壊させることのできない連邦］ ရန်ကုန် : နေရီရီစာအုပ်။

—— 2017 ဦးတင်ဇ (သို့မဟုတ်) ပင်လုံဗိသုကာတစ်ဦး ［ウー・ティンエーまたの名をパンロンの立役者］ ရန်ကုန် : နေရီရီစာပေ။

ဝင်းတင့်ထွန်း 2010 ဗမာပြည်နိုင်ငံရေးပါတီ အဖွဲ့အစည်း အသင်းအပင်းများ အညွှန်း ［ビルマ政党組織の概要］ Tokyo : နေ့သစ်အင်အားစု။

Anonymous 1964 ပြည်ထောင်စုနေ့ မှတ်တမ်းတင်ဓါတ်ပုံများ. ［連邦記念日の記録写真］ n.p. : ပြန်ကြားရေးဌာနခွဲ။

URL

The Shan State. Sao Singha (trans.). 2017. “Shan Federal Proposal (Federal Amendment Proposal)“ https://www.burmalibrary.org/sites/burmalibrary.org/files/obl/docs23/THE_SHAN_FEDERAL_PROPOSAL-en-red.pdf　（最終アクセス日　2024 年 1 月 20 日）